

1. 議事日程第2号

(平成23年第3回大口町議会定例会)

平成23年3月7日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
10番	齊木 一三	11番	吉田 正輝
12番	木野 春徳	13番	倉知 敏美
14番	酒井 久和	15番	宇野 昌康

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 欠員(1名)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地域協働部長	近 藤 定 昭
地域協働部参事 兼 環 境 課 長	杉 本 勝 広	健康福祉部長	村 田 貞 俊
建 設 部 長	野 田 透	総 務 部 長	小 島 幹 久
生涯教育部長	三 輪 恒 久	生涯教育部参事	鈴 木 一 夫
生涯教育部参事 兼 生 涯 学 習 課 長	松 浦 文 雄	会 計 管 理 者	星 野 健 一
町民安全課長	前 田 正 徳	地 域 振 興 課 長	平 岡 寿 弘
戸籍保険課長	掛 布 賢 治	福 祉 こ ど も 課 長	天 野 浩

保 育 長	中 野 幸 子	健康生きがい課長	宇 野 直 樹
建設農政課長	鵜 飼 嗣 孝	都市整備課長	渡 邊 俊 次
行 政 課 長	江 口 利 光	税 務 課 長	馬 場 輝 彦
政策推進課長	社 本 寛	学校教育課長	近 藤 孝 文
図 書 館 長	櫻 井 敬 章		

6 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	河 合 俊 英	議 会 事 務 局 長	佐 藤 幹 広
--------	---------	-------------	---------

## 開議の宣告

議長（酒井久和君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

## 議案に対する質疑

議長（酒井久和君） 日程第1、議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いをいたします。

議案第6号 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） お医者さんの関係なんですけれども、人数割額なんですけれども、内科と眼科と耳鼻科は、これ240円ですか、減額になっていると思うんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 吉田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

校医、園医の報酬の件だと思いますが、こちらにつきましては、本年の2月1日に医師会と2市2町で、江南市、犬山市、大口町、扶桑町と医師会で協議をさせていただきまして、平成22年、23年度において、三つのワクチンの予防接種の健康事業費の増額、さらには財政事情等考慮いただきまして、校医、園医の報酬を下げさせていただくということで了承をいただきました。

なお、人員割につきましては、おおむね2割を下げいただき、さらには園医内の乳幼児加算は根拠がございませんので、廃止をさせていただいたということでございます。以上です。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 一般的な話なんですけれども、例えば小児科等の場合ですと、小さい子

供ほど診察するには手がかかるということがあると思うんですけれども、そこら辺のところというのは考慮されなかったんですか。

議長（酒井久和君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 手がかかるということは、当然承知をしておりますけど、金額が下がるということで、その辺についてお医者さんの方からやり方が変わるということとはございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） これをもって、議案第6号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第7号 大口町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） この改正によって、例えば休職という制度があると思うんですけれども、結核に伴う休職とまたそのほかの休職とは扱いが違っておったと思うんですけれども、そこら辺の関係というのはどういうふうになるんですか。

議長（酒井久和君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

現実、結核にかかられる方は、今非常に少なくなっているという中で、休職の制度はかなり見直しをされてきまして、その中で特別この結核に関して1年という期間を設けなくても、今、議員御指摘の休職の制度の中で十分対応がしていけるということ。それから、民間企業等において、結核の場合のみ1年という特例を設けているところはほとんどないということで、今回そのあたりを見直しをされたというふうに解釈しております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 休職の期間というのは、多分2年ぐらいになるんじゃないかなと思うんですけど、大体。結核の場合については、それにプラス1年加算されていると思うんですけれども、今、結核の人は少なくなってきたと言われましたけれども、逆に今、結核というのはふえているんじゃないですか。保健センターどうですか。

議長（酒井久和君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 申しわけございません。

ちょっと、数字的にはつかんでおりませんので、後からでもよろしいでしょうか。

( 挙手する者あり )

議長 ( 酒井久和君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) 私は、結核の患者というのは、新聞等々で見させていただくと、今は逆にふえているというようなことも私は聞いているわけですがけれども、ただ、医療そのものが進んでいる関係で、重症化する人というのが少なくなっているのかもしれませんがけれども、しかしそれで命を落とされる人もあるにはあるというふうに私は聞いているわけですがけれども、その休職できる期間というのが、短い方がいいのか、長い方がいいのかと言われれば、私はそれまでの職務等々に精通されている方ですので、なるだけ休職期間が済んだからといって退職に追い込まれるというようなことがあっては私にはならないというふうに思うんですね。

ですから、そういう意味では、今の休職期間の2年というのが妥当なのかどうなのか。例えば、今民間企業等々でも、休職ではない、結婚して退職するだけけれども、しかし、7年後でも8年後でも復帰してきてもいいですよというような企業も逆に今ふえているじゃないですか。だから、私はそういう意味では、ここら辺の休職期間というものというのは、これ結核だけのことではないと思うんですが、逆に短くするようなことではなくて、今は休職期間というのは長くする方向に大企業ほど私はあるんじゃないかなというふうに思うんです。

ですから、ここで何も結核について1年上乘せしてあるものを、何もここで短くする必要は何にもないんじゃないかなというふうに私は逆に思うんですよ。むしろもっと長くしていく。もっといろんな事由を休職期間の中に設けて、結婚して、例えば子育てして、もうやめざるを得ないだとか、介護でやめざるを得ないだとか、しかしその介護期間とか子育て期間が済んだ後、また休職から復帰できるような、やっぱりそういう制度が今求められているんじゃないかなあというふうに思うんですが、そこら辺はどういうふうに考えてみえるんですか。

議長 ( 酒井久和君 ) 政策推進課長。

政策推進課長 ( 社本 寛君 ) まず、今議員御指摘の点でありますけれど、休職期間ですが、病気休暇、それ等の休暇の関係ございますので、一様に期間ということはありませんけれども、おおむね3年かなというふうに考えます。

それから、この件に関しましては、先ほど最初にお話しをいたしましたように、結核ということで特段、最初この法律ができた当時は、結核ということで特別扱いしておったんですが、現行の休職の制度の中で、本当に治療に期間が必要な方はその中で対処がしていけるということでの改正というふうに受けとめております。あと、労働環境、特別休暇等の関係ですが、今、実際見直しがされております。これは、さまざまな事例が出てきておりますので、その事例ごとに国民の皆様から批判がない中で、かつ職員の方がより働きやすい状況の整備をしていくという形に見直しをされておりますので、そういったものを見ながら、これも国に準

拠した形でできるだけ見直しをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） これをもって、議案第7号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第8号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑に入ります。ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 1世帯当たり、幾らの引き上げになるのでしょうか。

議長（酒井久和君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 今回の税率改正によりまして、国保税の金額が幾らぐらい引き上がるかという御質問でありますけれども、現在の世帯数と所得で試算をしたところで申し上げますと、約でございますけど、医療分で800円程度、それから支援金分で2,800円程度、それから介護分で3,500円程度になります。全体にしますと、退職分とかも含めますので、総合いたしまして1世帯当たり約5,300円ほどの引き上げになるのではないかと考えています。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） あと、聞いておきたいのが、地方税法の改正が今後行われるという予測のもとで、今の第2条の部分ですか、既にその限度額が4万円上がっている部分については第1条のところに書いてあるわけですがけれども、第2条のところでは、地方税法の改正がまだこれから行われるであろうということで、そういうもとで値上げをするということが書かれているわけですがけれども、これは一体、法律も改正されていない中で、何を根拠にその引き上げをするということになるのでしょうか。

議長（酒井久和君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 今回の限度額の改正につきましては、22年度分から既に引き上げされている部分で、医療分、支援分合わせて4万円。それから、23年度の改正予定のものが医療分、支援分、介護分合わせて4万円でございますけれども、23年度の予定分を今回提案をさせていただいておる部分でございますけれども、これにつきましては23年度の国の税制改正大綱が昨年12月16日に閣議決定で決まっております。国の方針として明らかになっておるわけでございますけれども、賦課限度額の改正につきましては、地方税法施行令第56条の88の2に規定をされておりまして、法律改正ではなくて施行令という部分でありますので、今回国

の方で法律改正が審議されておりまして、通過する見込みが危ぶまれておりますけれども、この法律改正が通らなくても国の方としましては、施行令の改正を行うということで情報が来ております。県の方の医務国保課も通じまして情報を聞いておりますけれども、法律の改正がなくても施行令の方は改正するんだよということでもありますので、今回、一度に23年度の改正予定分を含めまして条例改正の方を提案させていただいております。

( 挙手する者あり )

議長( 酒井久和君 ) 吉田正議員。

1 番( 吉田 正君 ) 施行令というのは、どうしても守らなくちゃいけないものなんですか。

議長( 酒井久和君 ) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長( 掛布賢治君 ) 施行令で規定してありますのは、上限金額でありますので、必ずこれを守らなければならないということではございませんけれども、国保の23年度の予算編成をするに当たりまして、資金不足となるということでもありますので、限度額を含めて税率の改正をさせていただいて、その上で予算編成ができたという状況でありますので、限度額の引き上げをしなければ予算が不足するということになりますので、今回その予定分を含めて改正をさせていただくということでございます。

議長( 酒井久和君 ) ほかにありませんか。

( 挙手する者あり )

議長( 酒井久和君 ) 田中一成議員。

2 番( 田中一成君 ) まず、今回の引き上げに伴って、国保税の増収は一体どの程度見込まれるのか。

それから、積立金は現状どれだけあって、新年度予算にもかかわりますけれども、どれだけ分を取り崩しながら工夫をされておられるというような状況を、少し説明を願いたいと思います。それから、政府の方は一般会計からの国保会計に対する繰り入れをやるなというような通達を出したというふうに聞いておりますけれども、その内容等について御説明をいただきたいというふうに思います。

それから、一般会計から現状繰り入れている内容でありますけれども、当然、法定減免分、あるいは出産育児一時金とか葬祭費とか、そういう法定分、それからそれ以外のいわゆる一般会計からの繰入金、これらの構成はどうなっているのか御説明がいただきたいと思います。

それから、国が50%から25%に国庫補助率を半減させているというひどい状況があるわけですが、大口町に対しては国庫負担金が3億6,000万円、これがもとの50%なら7億2,000万円ということで、国保税を大変大きく引き下げることができるわけですが、一体国は50%から25%に引き下げたことによって、総額どれほど負担が少なくなっているのか、わかっ

たら、わからなかったらまた後で教えてください。

それから、愛知県です。愛知県もこの10年ほどの間に大幅に市町村国保に対する負担金を減らしているというふうに我々は受けとめているわけですがけれども、県の市町村に対する負担金というのはこの10年ほどの間にどのように変化しているのか、これも私どもの情報が正しいのかどうなのか、確認することも含めての質問ですので、今すぐわからなかったら後で結構ですがお願いします。

議長（酒井久和君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

まず1点目の御質問で、今回の税率改正によって増収がどれだけなのかということでございますけれども、大まかな試算で申し上げますと、今回23年度予算編成するに当たりまして、約4,500万円の資金不足が生じたわけですがけれども、そのうち税率改正でお願いする部分は3分の1の1,500万程度ということで、約1,500万の増収になってくるかと思えます。

それから、積立金の状況でございますけれども、ここの財政調整基金の額のことだと思えますけれども、これにつきましては、現在約6,700万円ほどの残高がありまして、23年度の予算の中で1,500万を取り崩して税収不足分に充てていきたいというふうに考えております。

それから、その他一般会計に対する繰り入れをしないようにということで、国の通達がされたという御質問でありますけれども、これにつきましては新たな高齢者の医療制度に関する検討がなされたところで、25年度を目標にしまして今の後期高齢者医療を廃止して、国保に統合していくという予定がされておりますけれども、そうする中で国保は都道府県に統一、市町村ごとの単位から、財政運営を都道府県に統一するということが方針が出されておりますけれども、そうした統一運営がされることも視野に入れまして、各市町で繰入金膨大な額に現在なっておりますけれども、それがそのまま引きずって都道府県で統一をすることがかなり問題があるということで、25年度のスタートまでに繰入金をなくすというような方針が出されているところであるというふうに考えております。

それから、国保の一般会計からの繰入金、法定分の割合というふうな御質問であったかと思えますけれども、金額で申し上げますけれども、23年度の予算書を見ていただければわかるかと思えますけれども、法定で繰り入れが法定化されておるものにつきましては、保険基盤安定繰入金ということで、保険税の軽減分としまして4,400万円、それから保険基盤安定繰入金の保険者支援分ということで1,100万円、合わせて5,500万円。それから、出産育児一時金の3分の2ということで820万円。それから財政安定化支援事業繰入金、これにつきましては高齢者の割合が高いことなどによる影響を勘案して繰り入れるものでありますけれども、これが700万円。以上が法定で定められた繰入金でございます。

それから、国の負担分の減額されている分の影響がどれだけかという御質問でありますけれども、これについてはちょっと正確なものは、どういった数字をお出ししていいのか、ちょっと今見当がつかみませんので、わかればまた後ほどお答えをさせていただきます。

それから、県の負担分でありますけれども、県の負担分とおっしゃるのは、都道府県の財政調整交付金が法定では6%、療養給付費に対して負担があるわけですがけれども、これ以外の部分の補助金でいただける部分でありますけれども、そちらの質問かと思えますけれども、そちらの方につきましては来年度の金額が60万ということで、年々少なくなってきておりますけれども、19年度に83万円、それから20年度のコツ金額が約80万円ですね。それから21年度が55万円ということで、年々減ってきておりますので、そのあたりから来年度は60万円あたりではないかというふうに見込んでおります。

以上でございます。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） これをもって、議案第8号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第9号 大口町国民健康保険条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 議案に関連するんですけども、70歳から74歳の人の医療費の自己負担の割合ですけども、これは4月からどうなるんですか。

議長（酒井久和君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 高齢受給者の自己負担の件でございますけれども、2割負担に引き上げることが予定されておまして、毎年、年度末になりましてその引き上げを据え置くということで、今年度も12月の補正で一部補正予算をお願いした部分がありますけれども、国におきましても補正予算で来年度分は対応されているというふう聞いておりますので、来年度につきましては1割負担のまま据え置かれるというふう理解しております。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） これをもって、議案第9号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第10号 大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

( 挙手する者あり )

議長 ( 酒井久和君 ) 田中一成議員。

2 番 ( 田中一成君 ) 新年度からということで聞いていましたので、4 月から実現かなと思っ  
たら、7 月からだということで、なぜこれ 4 月からできないんでしょうか。

議長 ( 酒井久和君 ) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長 ( 掛布賢治君 ) 今回条例改正でお願いする部分は、精神障害者保健福祉手帳の  
1 級、2 級の方が全疾病に対応するよという規定を改正するわけでございますけれども、その  
ほかのところ受給者証の様式とか規則で定める部分がございます。

それから、全疾病の助成を改正するに当たりまして、医療機関等の調整も必要になってまい  
ります。そのほか事務的ないろんな受給者証の再交付とか、そういったものの準備もございま  
す。そうしたことから 3 ヶ月ほど余裕をいただきたいということで、7 月にさせていただく  
ということでございます。

( 挙手する者あり )

議長 ( 酒井久和君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) 近隣でも、今回全疾病を対象に医療費を助成するという話は聞いている  
わけですが、扶桑町もそうですけれども、扶桑町も 7 月からやるんですか。

議長 ( 酒井久和君 ) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長 ( 掛布賢治君 ) 扶桑町は、ことしの 1 月から既に開始をされているというふう  
に聞いております。

( 挙手する者あり )

議長 ( 酒井久和君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) たしか 9 月にやるという話になって、すぐにやられたんでしょうね。そ  
ういう点では、準備とかそういうのができれば 4 月からできたということだったんですね。わ  
かりました。

あと、これ現物給付なんですか、償還払いなんですか。

議長 ( 酒井久和君 ) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長 ( 掛布賢治君 ) 手帳の 1 級、2 級の所持をしてみえる方につきましては、受給  
者証を発行しまして医療機関で提示をしていただければ現物給付ということで、窓口での助成  
を受けられるというふうになります。

議長 ( 酒井久和君 ) ほかにありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 酒井久和君 ) これをもって、議案第 10 号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第11号 大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 適応指導教室というのは、2階に移すということだそうですが、どこに移るんですか。

議長(酒井久和君) 学校教育課長。

学校教育課長(近藤孝文君) 2階の大口町地域包括支援センターの跡地に移ります。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 今、何人ぐらいのお子さんが通ってらっしゃるんですか。

議長(酒井久和君) 学校教育課長。

学校教育課長(近藤孝文君) 現在、登録していただいておりますのは7名の方です。小学生が3名、中学生が4名。うち、小学生につきましては、現在のところ、都合により通室、登校してきていただけていないという状況にあります。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 7人の登録だと、その場所というのは狭くないですか。

議長(酒井久和君) 学校教育課長。

学校教育課長(近藤孝文君) 私どもも、この部屋が狭いなあということは学校教育課の中で共有して検討してきております。

平成14年4月1日に開校し、当時は二、三名だったと思いますが、その部屋で十分かなということで開校しました。平成22年末までの間、私たちが抱える施設、例えば中央公民館、それから野外活動センターの管理室、それから総合運動場の2階の管理室等を検討させていただきましたけど、中央公民館につきましてはこれ以上部屋をつぶすことは難しいという結論に達し、現在の場所がたまたま健康福祉部を通じ入手し、早速福祉部と協議・調整させていただき、快諾をさせていただいて現在に至っております。

なお、部屋の設置する基本的な考え方としては、人との交流ができる場所ということ为前提に置いておりますので、今回の健康文化センターというのは適切な場所かなと思っております。

議長(酒井久和君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長（酒井久和君） これをもって、議案第11号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第12号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第8号）の質疑に入ります。  
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 9ページの延長保育料の追加が50万円ございますけれども、延長保育の利用状況と保育料の追加の関係を御説明いただきたいと思います。

11ページの子ども手当費の負担金の減、5,294万8,000円と大変大きな額であります。見込み違いだということでもありますけれども、どういう見込み違いをやったのか、御説明がいただきたいと思います。

それから、41ページの社会福祉協議会の補助金441万5,000円、職員が途中退職したからという御説明がありましたけれども、途中退職したら、補充などしなくて社会福祉協議会は困っていないのか、その辺のところを御説明いただきたいと思います。

それから、77ページのリフレッシュリゾート施設の利用助成金の追加110万円でありますけれども、利用者が多いから追加をしたのかというふうに思いますけれども、いろんな補助金といますか、助成がありますけれども、予算のある限りというようなこともよく言われますけれども、これはなぜ追加ということの措置をされたんでしょうか。

以上です。

議長（酒井久和君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（天野 浩君） 田中議員から、まず子ども手当の減額ということで、提案説明でありましたように見込み違いということで大変申しわけございませんでした。

見込み違いの内容ということですが、児童手当から子ども手当になるに当たりまして、新たに対象になる人数を計算する折に、まず新たに対象になるのが旧来の児童手当をもらっていて、所得オーバーでもらっていなかった人の人数、それから中学生の人数、これを新たに積算する必要があったんですが、それぞれ所得オーバーの人数、それから中学生の人数の積算に、少し過大に見積もってしまったという形でございます。まことに申しわけございませんでした。

それから、社会福祉協議会の補助金の減ということで、説明にもありますように8月で男性職員が1名退職をいたしました。その時点でその後任という形で、るる協議をいたしました、いかんせん年度の途中ということもありまして、後任の人選にあたりまして、やはり4月という年度当初に採用した方が、よりよい人材を幅広く集められるのではないかとというふうに思いまして、残りの半年を現況の人員の中で何とかやりくりするという判断のもとに、すぐに対応せず、この4月に新たに採用するという判断で途中採用は見合わせたという状況でございます。

す。以上です。

議長（酒井久和君） 保育長。

保育長（中野幸子君） 田中一成さんの質問は、延長利用者何人ぐらいかということの質問だったと思います。

南保育園123人に対して54名、これは2月現在の人数です。中保育園152人のうち43人が利用しております。西保育園188人のうち、77名が利用しております。北保育園が128名中51名が利用しております。パーセントとしましては、南保育園が43.9%、中保育園が28.3%、西保育園が40.9%、北保育園が39.8%利用しております。以上です。

議長（酒井久和君） 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 田中議員さんより、リフレッシュ・リゾート事業についてお伺いいただきました。

今回の補正額につきましては、昨年も最終の締めところで金額に不足を生じたので、最後のときに流用で対応させていただいております。現在、当初予算が495万でありましたけど、既に1月末の金額の請求書を見ましたところ400万を超えている状況で、さらに利用者数がふえるという試算をできましたので、補正額として2月、3月分の110万円を補正させていただきました。以上です。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） リフレッシュ・リゾートのどういう使い方、泊まりもありますし、日帰りもありますし、それからいろんなところがありますけれども、それらというのは大体どんなふうな状況になっていますか。

議長（酒井久和君） 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 宿泊と日帰りがございますけど、宿泊関係は、これまでの統計上で六十二、三%を超えております。その中で38%ぐらいが日帰りの状況で実施されております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 日間賀島とか下呂とかいろいろありますけれども、どういうところが人気があるんですかね、利用は。

議長（酒井久和君） 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 宿泊で一番人気があるところは日間賀島で、これは21年度のデータですけど540名ほど。その次に下呂温泉で470。昼神が3番手で380と。

日帰りの関係では、犬山温泉がほとんどを占めているという内容です。あとは、昼神、日間賀、下呂温泉については数十名程度という内容になっております。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 齊木一三議員。

10番(齊木一三君) 63ページの災害対策事業、ここの中の負担金補助及び交付金、補助金ということで、防災対策減ということが出ております。これはたしか家具転倒防止とか災害のときの補助金だと思うんですが、これほとんど使われていないような気がするんですが、これ何名ぐらいの申し込みがあったんでしょうか。

議長(酒井久和君) 町民安全課長。

町民安全課長(前田正徳君) この22年度から新規で予算化をさせていただきました防災対策補助金でございますが、3月1日時点で2件の申請となっております。それで、100万円の当初予算でしたので、90万円減額させていただいたというところでございます。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 齊木一三議員。

10番(齊木一三君) 2件だったというようなお話ですが、昨今、そういう地震だとかいろんなことでいろんなことが言われております。こうした補助金をつけていただく以上、いろんな啓発していただいて、もっと利用していただくと、そういうことが私必要じゃないかと思うんですが、今回また新年度で40万ほどつけていただいております。ぜひ、こういうことに関して、いろんなことで皆さんに周知していただきたい。できるだけ使っていただくと、こんなようなことでまたお願いしておきたいんですが、かなりこれ私見た限りでは、もう本当に100万円ついていて90万円も減額されているということは、ほとんど使われていないということに等しいもんですから、ぜひ一つ、まずPR、啓発活動よろしくをお願いします。

議長(酒井久和君) 町民安全課長。

町民安全課長(前田正徳君) ありがとうございます。

ことし、新年度から広報紙、あるいは広報無線、あるいは私どものかかわる会議とかで啓発してまいったわけですが、残念ながらこのような結果となりました。新年度に向けましては、そういった転倒防止器具を扱うような業者の方にも周知したいなど、そのように考えております。よろしくをお願いします。

議長(酒井久和君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 自分に関係のない委員会のところを中心に聞きますけれども、まず9ペ

ージのところに個人町民税の滞納繰越分で収入がふえたということで、1,050万円。それから同様に滞納繰越分で固定資産税が1,100万円。それから17ページのところで、町税延滞金の追加で710万円というふうにあるわけですが、これらは税の関係になるわけですが、これはどうやって、どういうことでこの滞納繰越分を回収することができたのか、ぜひ伺っておきたいというふうに思います。

それから27ページですけれども、駐輪場の改修に関連して、これは役場の駐輪場のことなんですけれども、柏森駅前にも町の駐輪場がありますけれども、新しくできた方ですけれども、新しくできたといっても何年もたつわけですが、こっちの方、出入り口のわきのところが、まだ自転車がとめられそうだなと思うようなところがあるんですけれども、そこはとめてはいけませんといって看板がやっただけなんです。たしかあれができたときに、ここは68台分とめられるというような話をあそこで私は聞いた覚えがあるわけですが、入り口のところに、駐輪機をもう少し設ければ、もっと台数をふやすことができるんじゃないでしょうか。そういうつもりはないんですか。

それから、27ページの町の中型バス、これに関連するんですけれども、もっと借りやすくできないんでしょうかね。何か町の代表だとか、そういうことでどこか行くということなら貸しますけれども、それ以外は貸せませんよというようなことなんですけれども、例えば町へ団体登録をしてあれば、その使用理由にかかわらず貸してもらえというような形にはならないんでしょうか。私は、ぜひそうしていただきたいというふうに思います。

それから、29ページのところにあいち電子自治体推進協議会というのがあるんですけれども、これ平成23年度の新年度の予算では428万9,000円。以前と比べると、若干金額は減りましたけれども、この電子自治体を推進しているわけですが、以前聞いたときには、これに基づく申請件数はほとんどないというような話だったんですけれども、今はどうなんでしょうか。

それから、39ページの国勢調査ですけれども、これ正確な調査が、大正時代から国勢調査というのはやられているんですね。私も記念切手持っておるんですけれども、今回は郵送で回答してもいいというような形に変わりましたけれども、これ郵送をお願いした世帯というのは全部回収できたんでしょうか。正確な調査というのは、これまでずっと求められてきて、私も職員の時代のときにこれを回収するのに非常に大変だった覚えがあるわけですが、そこら辺の御苦勞を解消したわけですが、しかし郵送でということでその結果はどうだったんでしょうか。

それから、ちょっと飛ばして51ページですけれども、資源ごみ、これに関連するんですけれども、助成金が 95万円ということで減っているわけですが、今、紙や金属というのは値上がりしているんですよ。私もこの間、新聞紙や段ボールを紙屋さんにたくさん持って

いったんですけれども、以前は段ボールも新聞紙も5円だったんですけども、この間持っていったら7円で取ってくれたんです。ですから、値上がりしておるんですけども、なぜこれは助成金が減ってしまうのか、ちょっとわかりませんので教えてください。

それから、ちょっと飛ばしますけど、緊急保証制度というのが57ページにあるんですけども、これ商工費の中で融資ができる制度ですけども、この緊急保証制度というのは、これまでに何件の人が利用できて、何万円の融資がこの制度によってなされたんでしょうか。特に、この平成22年度ですね。あと、これというのは100%県の信用保証協会が保証する融資じゃないかなというふうに私は思っておったんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。それから、金融機関があんたのところには貸せんよというようなケースというのはなかったんでしょうか。それからもう一つ、税の滞納を理由に、町の方で税の関係は調べるわけですけども、税の滞納を理由に書類を上げていかないというようなケースはなかったんでしょうか。それから最後ですけども、ここの項目の。減額するこの3,491万円で、あとどれぐらいの融資がまだできるのか。それはどのくらいできるんでしょうかね。ちょっと教えていただきたいと思います。

それから63ページの国民保護協議会というのがあるわけですけども、一体この国民保護協議会で何を話し合われてきたのかお教えいただきたいのと、それから耐震性貯水槽、この間南小学校で起工式あったもんですから、見させていただきましたが、大きな穴が校庭にあいていましたけれども、当然この耐震性貯水槽が撤去されたわけですので、そのかわりをどこかに設けないといけないというふうに私は思うんですけども、このかわりは一体どこに設けられるんでしょうか。

それから教育の方なんですけれども、私少年野球で球拾いやっておる関係でいつも思うんですけども、西小学校のクラブハウスの北側、それからバックネットの北側、ことしも大変いてぐちゃぐちゃになっている状況があります。自分たちでも砂を取ってきて砂を入れたりなんかするわけですけども、しかし土を入れかえて水はけをよくするしかないんじゃないだろうかという話も、一緒に少年野球やっている指導者の中でもそんな話も出てきているんですけども、ぜひそうした整備もしていただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

それから、以前、私9月の決算のときに、帳票を見させていただいたんですけども、運動能力テストだとか、それから学力テストなど、これを処理している、要するに一目瞭然に電算化して処理している会社なのか個人なのか、私ちょっとよくわからないんですけども、これはずうっとそのところでやっておられるということも伺ったんですけども、これは随意契約なんでしょうか。

それから、あと69ページに小学校費、中学校費がそれ以降あるわけですけども、これに関

連するんですけれども、給食費が半額になったけれども払っていない、払えない世帯というのは、やっぱりまだあるんでしょうか。もし、払えない、払っていない、そういう世帯がある場合、一体だれがその払えない部分の徴収に行かれるんでしょうか。ちょっとそこを教えてください。

以上です。

議長（酒井久和君） 税務課長。

税務課長（馬場輝彦君） 吉田議員から、9ページ、町税のうちの個人の滞納繰越分の1,050万、それから固定資産税の滞納繰越分が1,100万。それから17ページ、中段になりますが、諸収入のうち延滞金が710万円、それぞれふえています。どうやってふやしたという御質問をいただきました。

従来から大口町の税務課は、それぞれ職員が努力をして滞納繰越分は出ないようにPRもします。ただし、どうしても出てしまうという部分があります。これは職員の努力によって従来から滞納分の徴収ということもやっておったんですけれども、ここ数年、県からの職員の派遣によってノウハウをためる。それから、以前にも質問をいただきましたけれども、48条で実際に町県民税を県の方で徴収をいただくというような努力を重ねて今回このような数字を上げられたということで、ノウハウの蓄積と職員の努力ということで、いずれにしても税の公平性を保つために今後も努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（酒井久和君） 行政課長。

行政課長（江口利光君） 中型バスの貸し出しについての御質問であります。中型バスにつきましては、運行規程を設けて行っております。使用の範囲といたしましては、町の主催事業及び共催事業で使用するとき、あるいは下部組織を有する補助団体等が全体行事で使用するとき、全体行事以外で使用する場合については、一定の大会、あるいは町を代表する式典等で使用するときということになっております。町バスにつきましては、安全運行が第一でございますので、一定のルールに基づいた運行が必要であるというふうに思っておりますので、今後もこうした規定に基づいて運行をしていきたいというふうに思っております。

それから、あいち電子自治体推進協議会の件でございますが、申請件数につきましては平成22年度は1件ございました。

それから、国勢調査の関係であります。国勢調査につきましては調査のそれぞれの世帯によっていろいろなケースが出てくるわけですが、調査基準がございますので、これに基づいて行っております。郵送すると言われながらも郵送されなかった世帯につきましては、調査員により再度訪問し、提出のお願いをしておりますが、それでもさらに提出がされないというようなケースがありますが、こうしたときにつきましては聞き取りという形の中で確認を

できる範囲内で調査票を作成し、提出をいたしております。ちなみに聞き取りの件数につきましては、合計で301件、全体の3.9%となっております。以上です。

議長（酒井久和君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 吉田正議員から57ページ、緊急保証融資制度について御質問いただきました。

まず、こちらの方の22年度の実績でございますけれども、2月末現在でございますけれども、27件の申請がございまして、貸付額でございますけれども、これは金融機関が貸し付けた額でございますけれども、3億5,160万円であります。このうち、私ども保証料として執行させていただきました額が1,543万5,500円という形でございます。利子補給につきましては、242万1,300円、15件の執行をさせていただいております。また、それぞれお尋ねをいただきました認定に関しまして、保証協会が100%補助しているんじゃないかというようなお尋ねでございますけれども、こちらにつきましては保証協会100%の補助でございます。

続きまして、金融機関が断る場合があるんじゃないかということでございますけれども、こちらの方の申請に関しましては、町が認定をしまして金融機関の方に送るという形でございますので、私どもの段階では金融機関が断ったというような情報は確認しておりません。

続いて、納税の関係でキャンセルをした件数があるかというお尋ねかと思っておりますけれども、22年度についてはございません。ただ、21年度4件、これは実際に申請に当たりまして滞納がございまして、事前にそれを納めてくださいと、私どもが通知文書を出させていただいております。この4件につきましては、その部分の通知をさせていただきましたけれども、当該者が納税をしないというような意思表示をされたものですから、要綱に従いましてその部分の認定ができなかったということになります。

最後に減額部分のもので、どれぐらいの件数がこなせるのかというお尋ねでございますけれども、まず21年度の予算の編成でございますけれども、こちらにつきましては20年度実績ベースに基づいて予算の編成をさせていただきました。まず、保証料補助に関しましては20年度の実績が102件ございまして、5,775万3,400円の執行でございました。利子補給につきましては67件の実績で、1,258万2,700円の執行でございました。これを受けまして、私ども22年度につきましては、そのベースで保証料につきましては5,714万7,000円。利子補給につきましては1,474万6,000円の予算を組ませていただいたわけでございますけれども、2月末現在での執行状況でございますけれども、これと3月末までの見込みを立てまして、今回執行させていただいたわけでございます。単純に言いますと、20年度実績から引きますと、保証については見込みが45件ございますので、あと57件。利子補給については36件こなせるという形でございますけれども、私どもこの減額に当たりましては単純にその数字を引いたのではなくて、3月まで

の執行見込みも加味をしまして計上させていただき、今回この減額をさせていただいたということでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長（酒井久和君） 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長（杉本勝広君） 吉田議員に御質問をいただきました51ページ、資源ごみの回収事業助成金の95万円減額についてお答えさせていただきます。

これにつきましては、地区で回収していただいております紙類6品目、さらに平成20年度からペットボトル、アルミ、スチール缶、生き瓶、透明瓶等ふやさせていただいた重量に応じて1キロ当たり5円助成させていただいております。質問の中に、売り払い単価が上がっているんじゃないかという言葉もあったわけですが、資源につきましては経済状況も反映しておりまして、一つ新聞で申し上げますと、平成20年度が1トン当たり1万2,000円であったものが、翌年平成21年度には4,000円に落ち、さらに平成22年になりますと、今度約1万2,000円と3倍になるというような単価を示しております。よって、単価に連動しておるわけではなくて、重量と連動しておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（酒井久和君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 53ページですけれども、駐輪場整備等委託料減と、この関連で御質問をいただきました。

柏森駅前の大口町が管理します2カ所の駐輪場、そのうちの手前の方だと思いますが、確かに入り口の両わきといいますか、そこに空きスペースがございます。段差があるところで、パイプで仕切られており、現在駐輪することはできない状況となっております。せっかくのスペースですので、有効活用ができないか、改めて検討させていただきたいと思います。

それから63ページですが、国民保護協議会委員の報酬減についての御質問でございます。

国民保護の目的でございますが、大口町国民保護対策本部及び大口町緊急対処事態対策本部条例といったものがございます。それによりまして、武力攻撃事態や緊急対処事態において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少限になるようにすると、これが目的でございます。そして、計画されます大口町国民保護計画は武力攻撃事態等から住民の生命、身体及び財産を保護するために、国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための計画でございます。そして、昨年2月に開催したわけでございますが、そのときには国の基本方針、あるいは愛知県の国民保護計画の変更に伴う変更ということで、安否情報システムに関する変更と国・県の現地対策本部との連携についての計画の一部変更を行いました。

最後に耐震性貯水槽等撤去工事費減についての御質問であります。先月いっばいで南小学校の飲料水兼用の耐震性貯水槽、そして生活用水用の耐震性貯水槽、2基とも撤去が完了して

おります。それで、飲料水の耐震性貯水槽の今後についてであります。この23年度に位置、あるいは大きさ、そういったものを検討させていただいて、その結果により来年度には必要予算計上というような段取りで考えていきたいなど、そういうふうを考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（酒井久和君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

西小学校のバックネット周辺のぬかるみの件でございますけど、まず平成23年度予算計上しておる、現在は臨時的に土のう積みによって土砂の流出を防いでおります。この土のう積みブロックで施工し、なおかつほかの小学校の工事請負費、本年度800万ほど上程しておりますけど、その執行残に応じて対応できるものについては対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

2点目の運動能力テストの処理についてでございますけど、現在、小学校では小学校の5年生と6年生、それから中学校では全学年について、運動能力テストの処理を行っております。この件につきましては、1社の随契による施行で行っております。

それから、給食費の未納の件でございます。平成23年1月末現在で、小学校につきましては3世帯5人、それから中学校では6世帯の10人でございます。いずれも就学援助費において支援しておる家庭でありますので、まだこの平成23年の1月末現在では1月分の給食費の援助が反映されておりません。それを支払っていただくということを考慮しても若干未納の世帯があるのかなというふうに思っております。それから、どなたが対応かということで、教頭先生が中心になって未納の世帯にお邪魔していただいております。それから、一部につきましては転出世帯がございます。その転出世帯の方からは毎月定額を口座の方へ振り込んでいただくという処理を行っております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 簡潔な御答弁をいただけて幸いでした。

まず、滞納繰越分の収入がふえたのは、県の方で徴収してもらおうという、要するに代執行みたいな話なんですけれども、これは県の方でどういうことを実際にやられるんですか。例えば差し押さえをやるだとか、そういう具体的なこと、どういう形でそれはやられるんでしょうか。私のところにもいろんな声が寄せられていますけれども、何か県の方から電話がかかってきて滞納している分を払ってほしいということで、そういう電話をもらった人も私の知り合いの中にもあるわけなんですけれども、具体的にどういうふうに県の方は徴収を、今やってみえるのか。ぜひ、お伺いをしておきたいというふうに思います。以上です。

議長（酒井久和君） 税務課長。

税務課長（馬場輝彦君） 吉田議員から再質問をいただきました。県の方が具体的にどんなことをやっているのかという御質問でございます。

今年度、22年度はちょうど48条をお願いをしている年であります。全部で23件あるんですけども、そのうちで給与の差し押さえというのを4件実施しております。大口町独自では、まだ給与の差し押さえというのを、これからまだ考えておるんですけども、今現在は預金の差し押さえということは実施をしております。いずれにしても、給与や預金がある方について差し押さえを執行しているということでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 給与、預金の差し押さえということなんですけれども、例えばその給与がたくさんあるような人ならいいわけですけども、しかしその給与が余りにも少ないような人からも差し押さえが行われては、私はならないというふうに思うんですね。一応差し押さえの規定というものはあるんですよ。その収入の4分の1までだったですか。そこまでは差し押さえしてもいいということなんですよね。だけど、以前は33万円以下の収入については、差し押さえてはならないというのも一部あったんですよ。最近そういうものがなくなってしまっているんですね。どうしてそんなことになっちゃったのか私はわからないわけですけども、差し押さえられることによって生活ができないような状況に追い込まれていっては、これは私はいけないというふうに思うんですけども、そういう場合、私はやはり一定のルールを持って差し押さえ等々は行っていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺は県の方においてはどういうことで差し押さえしているんですか。例えば、生活費を本当に食い込んでの差し押さえでしたら、これはやめていただいた方が私はいいというふうに思うわけですし、そうじゃないよということであるのならば、そうじゃないということに答えていただければいいわけですけども、そこら辺はどのようになっているんでしょうか。

最後ですので、もう一つ緊急保証の融資の関係もちょっと聞いておきますけれども、減額で3,490万で減額されていますけれども、まだまだ貸し付けができる金額が残っているわけですけども、大企業は確かに景気は上向いているわけですけども、しかし中小企業、それから我々庶民も含めてそうなんですけれども、これは内需はどんどん冷え込んでいっている。中小企業はどんどん悪くなってきている。そういう状況は私はあるんじゃないかなというふうに思うんですね。そこで、借り入れなどを行って、例えばその技術革新のためにそういったお金を使う中で、生き残っていこうとする。そういう企業もあるわけですけども、先ほども課長さんが紹介されたように、滞納してある税金を納税することはとてもできんということで融資が

できなかったことも実際にあるということがありました。借りる方は、滞納があれば融資が受けられないということは当然知っているわけですので、そうするともう最初からそういう場合は融資はできんわということで、あきらめてしまわれる、そういう可能性も私はあるんじゃないかなというふうに思うんですよね。ですから、そこら辺のところはやっぱり相手の立場を思いやっただいて、親身な対応は当然しておられるとは思うんですけれども、しかし税金の滞納があるから融資が受けられないということでは、一体何のためのこれ緊急保証制度なのかということが私は問われると思うんですよ。だから、そこら辺の取り扱いのあり方も含めて考えていただく必要が私はあるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうかね。その融資を受けたことによって、例えば事業が好転していく、そういう中でまた滞納している税金が回収されていく。それが私は普通の健全な税の滞納を解消していく方法だというふうに私は思うんですよ。融資する前に、まず税金を払ってくださいでは、これは何ともならないですよ、これ。ですから、そこら辺の今のあり方をぜひ変更していただいて、税の滞納があったとしても融資はしますよというような形に変えることはできないんですか。そこら辺をちょっと伺っておきたいと思います。税に関連しますよね。

議長（酒井久和君） 税務課長。

税務課長（馬場輝彦君） お答えをさせていただきます。

その根拠というか、生活ができない人からも取っているのではないかと、具体的な基準があればということの御質問をいただきました。

今、議員が言われた中で、以前は33万円というのがちょっと私の頭の中にはないんですけれども、国税徴収法の施行令というのがございます。これに準拠をして県も市町も取っておるわけですが、その34条には給与等の差し押さえ禁止の基礎となる金額という規定がございます。一月に10万円、本人1人で10万円。それから、扶養家族があるときは4万5,000円というような規定もございます。もちろんこれに準拠をした形の中で執行していると。それから、極端な話、生活保護になれば一たん収納をとめるというようなこともやっておりますので、議員が心配をされるような徴収方法はとっていないというふうに考えておりますので、御理解がいただきたいと思います。

議長（酒井久和君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 吉田正議員から、融資のあり方について御質問いただきました。

議員の言われるところはもっとものところもあるかと思っておりますけれども、やはり一つの制度として運用しております。先ほど申し上げました件数につきましても、大多数がそういう形で処理をされておるわけではなくて、絶対数の中においてはわずかな数字かなというふうな認識をしております。やはり、融資という一つの枠の中で対応してまいりますもんですから、厳し

いと言われるかも知れませんが、そういう線を持って対応をしていくべきであると考えております。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 今、吉田議員の質問に関連しましてお聞きをしたいと思います。

南小学校にありました耐震性貯水槽2基撤去ということで、今お聞きするところによりますと、かわりをまた考えているという回答がありましたが、以前私が質問したときには大口町南部には南部水源もあり、河北にも水源があって水は豊富だから、かわりは必要ないという御説明があったと思いますが、方針が変わったのかお聞きしたいと思います。

議長（酒井久和君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 南部に新たな水源が必要ないというようなことは、私は言った記憶がございません。

飲料水兼用の耐震性貯水槽を撤去することについて、その当時の議場では、必要性の有無、それから必要であればその大きさ、あるいは場所、そういったものを改めて検討していきたいというように答えた記憶がございます。以上でございます。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） これをもって、議案第22号の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、11時ちょうどまで休憩といたします。

（午前10時48分）

議長（酒井久和君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

議長（酒井久和君） 議案第13号に入る前に、健康生きがい課長から発言を求められておりますので、許可いたします。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 議案第7号につきまして、吉田正議員さんから御質問いただきました結核者の人数でございますが、平成21年度におきましては登録者が8名、それから平成22年10月1日現在でございますが、登録者が6名ということで、2名減をしておりますが、状況的には横ばいということで考えております。

議長（酒井久和君） 続いて、議案第13号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)の質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) まず、普通調整交付金の減というのは、なぜ減になったのかお教えをいただきたいのと、それから一般の被保険者の国民健康保険税も減額になっている。これは所得の減少だという御説明であったと思うんですけども、国民健康保険の会計というのは、決算なんかで見るとよくわかるんですけど、実際に会計上幾らと載せるものと、それから調定額というのがあるでしょう。実際に載らない部分等あるわけですけども、はっきりしている部分だけを予算上載せて、今回の、例えば3,143万7,000円の減額というふうに記載するわけですけども、調定額というふうで見ると、実際は幾らの減額なんですか。

議長(酒井久和君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長(掛布賢治君) まず、調整交付金の件で御質問をいただきましたけれども、これにつきましては、主に市町村の財政負担能力を考慮して配分されるものというふうになっておりますけれども、標準保険給付費の9%、これは全国平均で9%というふうになっておりますけれども、調整対象需要額、必要な経費から調整対象収入額という、保険料等で収入される金額等、そういった非常に細かい計算のもとで算出されるわけでございますけれども、ちなみに過去の金額を申し上げますと、20年度が1,290万円ほど交付されておりましたけれども、21年度は566万円、今年度もまだ暫定数字ではございますが、600万円ぐらいになってくるだろうということで、1年前の20年度の数値を見て予算計上をして1,500万ということで計上してあったわけでございますけれども、昨年度から大分減ってきておまして、理由はという細かいところの説明ができないところでございますけれども、財政的なところで全国的に見れば、大口はまあまあいい方だろうということで減額がされているんだろうというふうに思っております。

それから、国保税の調定額が幾らぐらい減っているかという御質問かと思っておりますけれども、一般の医療費分で申し上げますと、当初の予算で見込んでおいた調定額としまして3億3,190万円ほどを当初予算で見込んでおりましたけれども、1月末現在で補正予算を計上する時点での金額でございますけれども、この時点では3億515万8,000円ということで、率にしまして約8%、額にしますと2,670万円ぐらい減額になってきておるわけでございます。これに調定額に見込みの収納率94%を一般医療費分では見ておりますけれども、これを見込んで補正後の収納金額を出しまして、今回減ってくる分で減額補正をさせていただいたということでございます。

( 挙手する者あり )

議長 ( 酒井久和君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) 今回の国民健康保険税の税の方の改定があるわけですがけれども、こちらの方で見ると大体1,500万円ぐらいの増収になるという、さっきも御答弁があったわけですがけれども、例えばこの国庫補助金の900万円の減というのは非常に痛い金額ですよ、現実的な話として。しかも、所得は減少していているという、きょうも、さっき毎日新聞を見ましたら、経済のコラムニストの人だと思っんですけれども、若者の収入をふやせというふうに書いてあったんです。確かにそのとおりじゃないですかね。幾ら金融機関に日銀の方からお金を供給しても、それを使うようなところにお金が回っていない。回らないんですよ、もうこれは、ふん詰まっちゃって。なぜ回らないのかといたら、国民の所得が大幅に落ち込んで、そうした中で、みんな財布のひもがかたくなってしまっただけじゃなくて、もうこれ以上吐き出せないような状況にまで落ち込んでいている。そういう状況が私は見てとれるんじゃないかなあというふうに思っんです。ですから、本当にこれは一人ひとりの人々の所得をふやしていかないと何ともならない。今回の国民健康保険税でも同じことが言えますよね、これ。所得が減少すればするほど、今度は国民健康保険税を上げていかなきゃいけないという、物すごくバランスの悪い話なんです、現実の話は。医療費は医療費で伸びていっっておるというお話なんですけれども、しかし、その一方で所得は減少していているから、そうすると国保税を上げなくちゃいけない。そんなばかげたことを住民の人たちがどうしてのめるのかなあということに私はなっってくるんじゃないかなあというふうに思っんですよ。国保のこの補正予算を別に反対するわけでもないんですけれども、しかし、そういうことがこの補正予算の中で実は見てとれるということ、私は改めて町の方も認識をしていただかなければならない問題なんだよということで、提起をさせていただいたんです。これはどこまで行っても出口が見えない状況にどんどん落ち込んでいくんですよ、これは。これをじゃあどこで打開するのかということになっていくわけですよ。これは国が減らした分、さっきも田中議員からもありましたけれども、国が減らかした分を復活させてもらう以外ないわけですよ、現実の話としてまずね。その上で、きょうも新聞を読んだとおりで、若者の収入がふえれば、年寄りも収入がふえていくわけですので、年功序列という体系がないといえどもまだあるわけですので、そういう措置も本当に私は必要だろうというふうに思っんです。だから、そういう意味でも、収入は減っおるのに国保税は上がるというような反比例するような状況について、町の方はどのようにお考えなのか、一度そこら辺の見解も伺っっておきたいと思っいます。

議長 ( 酒井久和君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 村田貞俊君 ) 今、吉田議員からどのように考えてみえるかということでござ

いますけれども、今回、議案第8号で考えていく中で、私どもが考えなければいけないことはある意味同じポイントも入っております。そういった中で、本当に慎重に考えないと、この先毎年これを繰り返すことによって、じゃあどうなっていくんだというところは本当に懸念するところがございますけれども、じゃあどうしていくか、国費5割のところを現在34%、そういったところ、いろんなどころがあろうかと思えますけれども、三位一体改革のときにそういった形になってきたと。その辺のところも踏まえて、私ども町としましては、国民健康保険を現状の中で健全に何とか住民の皆さんのことを思って守っていくために、そういった限度のところも考えながら進めていきたいというところで今回は考えておりますので、御指摘部分は本当に私どもも痛く感じておるところでございます。以上です。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 失業や所得の減少などいろんな影響がありますけれども、20代、30代の方で、国保税を滞納しておられて短期保険証、あるいは資格証明書が発行されているというような例は、大口町ではどんなふうでしょうか。

議長(酒井久和君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長(掛布賢治君) 短期保険証の発行の年代別の数字は、今資料を手元に持っておりませんので、また後ほどお答えさせていただきたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 私どものところにも、失業でという相談がかなり頻繁にあるわけです。そういう中で、退職なら会社に保険を継続してもらう方が安いわけですので、会社に頼んでたとえ半年間でも継続をしてもらうという措置が一番いいですよというアドバイスをするんですけども、首を切られてしまうということになりますと、どうしても国保に入らなきゃいけないわけですが、しかし家庭の経済は大変厳しい状況の中で、国民健康保険に入る手続きもなかなかやれないというような方もおられるんです。

ある大きな病院の院長さんに聞きましたけれども、子供が医療にかかりたいときには保険証を出しますので、保険証を出されたときに親が2人一緒についてきて、親も一緒に治療を受けると。子供の病気が治ると、3ヵ月ぐらいの短期保険証で保険証を返さなきゃいかんというような状況の中で、親の病気は治っていないのに、もう病院に来なくなるというような悲惨な状況があると。愛知県内に、無料低額の窓口負担なしで医療が受けられるという病院が二つほどあるそうですけれども、そういう病院をもっとつくって、そういう皆さんに対応しないといけないんじゃないかというふうにも言っておられましたけれども、残念ながら愛知県の方でそう

いう病院の申請を受ける窓口すらないんだそうですね。これは異常だと。この貧困が深刻化する中で、まともな医療も受けられないという人を大量につくり出している現状の中で、そういう対応もきちんと市町村の方から県の方に積極的に働きかけていかないと、そういう医療関係者の声もあるんだということを踏まえていかないと、保険料は高くなる、国保自体の制度も否定をして国保制度に加入しないと、無保険状態で病気になったらそれでしょうがないとあきらめるような人たちをつくってはいけないというふうに思うんですが、そこら辺の御認識をしていただいて、そういう対応をもっと積極的に県の方に働きかけるべきだということを最近痛感をさせられておりますけれども、そこら辺はいかようにとらえておられるのでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 田中議員さんの御質問をいただきました。県内に無料でという部分は全く情報を把握しておりませんので、その部分についてはお話ができないんですけれども、ただ、ほかの案件で言われましたことというのは、町としましては当然、国・県負担金そういった部分すべて徴収等が行われております。そういう中で、現状、実態、そういったものはどこの市町村も同じかと思えますけれども、伝えられてはおると思います。そういう中で、意見として上げていかなければいけないのではないかとございまして、そういった部分につきましては、機会があれば、私どもも全く何も申し上げていないという状況ではないと判断しておりますけれども、いかんせん国民健康保険というものを全体的に考えてみますと、御存じのとおりいろいろな諸問題を抱えておるという状況でございまして、そういった部分につきましては、当然先ほど吉田議員さんも言ってみえました構造的な部分についても国の方も当然気づいておりますし、厚生労働省自体もそういった部分をどうしていくか、それが一つの目標として平成25年にそういったものを目指しておる。過去においては、平成20年の後期高齢者医療制度、そういったいろんな形の中で模索をされて、一つ一つ対応がされてきておるかと考えておりますので、御意見をいただきました部分につきましては、私どもも考えていきたいと思えます。以上です。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 先ほど平成25年度に、国民健康保険制度を市町村から県の方に統合していくことを見通して一般会計からの繰り入れを抑制するようという通達などが出されているんだという御説明でありました。しかし、県知事会は、国がこのことについての予算措置をもっと強めていただかなければ、県としてやすやすと受けるわけにいかないと、これは県知事会の見解ですよね。民主党政権が誕生したときも、この国保事業に対する国の責任をもっと強め

ていくというような立場だったと思うんですけども、御承知のように財源難でその措置がとられていないということでもあります。

市町村は、今独自に一生懸命努力はしているんですけども、しかし、市町村単独での努力ではもう限界があるというところで、国と県と市町村の投げ合いになって、どこがもっと責任を持つのかということになっているというふうに思うんですけども、これは国民の命と健康を守る最も大事なシステムなわけで、ここに国がもっと最大限の努力をしていただかなければ、県だって市町村だって限界があるわけですね。ただ、愛知県は県の支出金をこの10年間で28億円から1億7,000万に減らすというようなことで、国が負担を減らしていることに肩がわりをして愛知県が努力しているとはとても言えない、国と同じような動きを見せているわけと言語道断ですけども、しかし市町村からも、県に安易に統合すればこの国保会計は安定的に運営できるんだというようなことではないと。国の責任が最も大きいんだということを市町村も連帯をして、県とも協力をしながら国の方に働きかけるというようなことが、私は一番この国保事業についての健全化を図るために大切な視点ではないかなというふうに思いますけれども、その辺は町村会とか、そういうところがどういう見解を持って国や県に働きかけているのでしょうか。

議長（酒井久和君） 町長。

町長（森 進君） 過日、新年前ですけども、政権与党と首長さん、町村会の方が主になるわけですけども、その中でも5項目ほど、直接町村会、あるいは愛知県の町村としての要望を申し上げる機会があったわけですけども、今、田中議員さんが言われるように、保険者である市町村としては、後期高齢者医療の制度の見直しの中で国保という話が出てきて、国保の各市町の現状を考えたときに、やはり医療の給付が地域で格差が出るのではなくて、広い地域で同じような給付が受けられるというようなことから、県の単位でというようなことで認識、意思統一は、強い要望はあるわけですけども、一方で、知事会の方では、今の状態のまま保険者として都道府県単位ということは受けがたいというような話がありまして、正直その場の雰囲気として私が感じたのは、やはり町村としての主張はしつつも、やはりその受け皿である愛知県、あるいは都道府県のことを考えますと、何が何でもここは、今の政権与党、あるいは国に対して知事会がどういう意向であろうが、国の方針、現在の既定の方針で進めてほしいというような雰囲気というか、なかなか難しいかなあというような雰囲気を感じましたし、町村会としても、財源的なことは必ず保険者のこととセットで国には要望等を上げておるという陳情の内容になっておったというふうに思っています。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） これをもって、議案第13号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第14号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第14号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第15号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 1億4,103万9,000円という大きな補正の減額がされているわけです。いろんな見方があるかというふうに思うんですけども、介護サービス料が見込みよりも大変少なかったということではないのかというふうに思いますけれども、そういうことで、受けたいと思っているサービスも個人負担などがあって受けられない状況なども今問題にはなっております。この大幅な減額の内容をもう少し詳しく御説明がいただければと思います。

議長（酒井久和君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 田中議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

今回の介護保険特別会計の補正の要点でございますが、今、議員さんが御質問のとおり、実施計画と給付介護との乖離に伴う補正減でございます。受給者及び給付費見込みが実施計画と大きく乖離をしたため、補正減をさせていただきました。

それから、内容につきましては、介護給付費の方で1億3,800万円ほどの減額をさせていただいております。その中では、居宅サービスにつきましては4,200万、居宅介護サービス計画費につきましては200万、地域密着型サービスにつきましては2,000万、施設介護サービスにつきましては6,100万、介護予防サービスにつきましては1,000万円、特定入居者介護サービスにつきましては300万円、合計で1億3,800万円を減額させていただきました。1億3,500万と特定入居者介護サービスの300万の合計で1億3,800万ということでございます。よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 例えば施設介護、特養などに入所を希望しているけれども、待機をさせ

られているというような状況はどんなふうなんでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 待機の件につきましては、私どもの耳には入っておりませんが、以前もお答えをさせていただきましたが、町内で70名ぐらいの方が入所待ちということでもあります。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 実施計画と乖離したということですがけれども、これは乖離したんですけれども、実際には喜んでいいのか喜んでいかんのか、ちょっとよくわからんところがあるわけですがけれども、それだけ介護を利用しなくても済むような人たちが計画よりもふえてきたものだから、喜べるのかということなのか、それともそうじゃないことも考えられるわけですね。

私が事前に通告しておいたのは、平成20年、21年、22年、23年と在宅でのサービスの利用者、それから施設サービスの利用者数、それは一体どういうふうに推移しているのか、お尋ねをしておきます。

あと、地域密着型の介護サービスの給付減というのは2,000万あるわけですがけれども、例えば地域密着型の介護サービスというのは、大口町にあるのかないのかということも含めて、これを御答弁をいただかないと、ちょっと物足らんような気がするんですけれども、お願いします。

議長（酒井久和君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 吉田正議員さんから、介護サービスと給付の中の在宅と施設の人数ということで御質問をいただきましたが、まず平成20年度におきましては、在宅が290名、施設の方が89名で計379名。平成21年度におきましては、在宅が308名、施設が80名、計388名。平成22年度におきましては、現在のところ在宅が324名、施設が80名、計404名ということで、数字のごとく年々増加をしているという状況でございます。

それから、地域密着型介護サービスにつきましては、現在のところ、ちょうど南小学校の北側にございますグループホーム「じゃがいも」さんが1施設ございまして、大口町ではもう1施設グループホームを計画しておりましたが、22年度にはまだ至っておりませんでしたので、こちらの2,000万円の減額をさせていただくという経緯でございます。よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 今聞きますと、20年、21年、22年と、在宅サービスについてはそれぞれ順調よくふえていっているわけですね、人数としては。施設サービスはというと、9人ぐらい

の減ではありますけれども、ほぼ横ばいというような状況がありますよね。それで、地域密着型のサービスについてはもう1カ所くらいふやさないかんということで、それがふえていっていないもんだから、要するにグループホームへの入所希望者もいっぱいあるんですよね、現実の話として。自治体が違うとグループホームなんか入れえへんのでしょうか、現実の話は。だから、大口町の人で、例えばよそへ行きたいと思ってもよそへ行けないわけですよ。大口町内で施設をふやしてもらわないと、グループホームは入れないんですよ。だから、希望者がある限り、グループホームをふやさないかんということになっちゃうんです。それぞれの自治体で責任を持って施設をつくっていかなくちゃいけないということが実は言えるんですよ。そこら辺のところを皆さん方も再認識をしていただかないといかん問題だというふうに私は思っています。

だから、ある人が、自分の身内の人なんですけれども、大口町には特養もあるし、いろんな施設もあるもんだから、身内が名古屋におるもんだから、この人を大口町に連れてきて、大口町の施設に入れればいいわというふうに安易に考えておったら、現実には入れないという声があっちでもこっちでも聞くんです、私としては。これは地域密着型の施設、特にグループホーム等々ですけれども、こうしたものについては自治体をまたがるわけにいかんわけですので、早急につくっていただかないと、町としてもこれは大問題なんですよ、現実の話として。そういう認識が本当にあるのかどうなのか。私はなかったんじゃないかなあというふうに思うんです、この結果を見ると。残念ながら。担当者の方はわかっていると思うんですけれども、ちょっと上の方の人たちの認識が私は足りないんじゃないかというふうに特に思うわけです。しかも、利用者数はといたら、379、388、404、毎年毎年ふえていっておるのに、何で給付費が1億3,500万円も減っていくんでしょうか。これだっておかしいじゃないですか、どう考えたって。どうして減るのかといたら、結局、利用料が払えんのじゃないですか、この結果からすると。「自分はもうこれくらいしかよう払わんで、ここまで抑えてちょうすか」という話が出るんじゃないですか、これは。これだけの食い違いが出るというのは。利用者数がふえていたら、給付費はふえないかんはずなのに、減少してしまうというのは、これはまさに保険あって介護なしというような状況ではないかなあというふうに私は思うんです。だから、そういう意味でも、やっぱり利用しやすくするという方策をとらなくちゃいけないと思うんです。介護給付費が減ったから、来年か再来年か、また介護保険料を見直すんですよ。介護保険料を見直すときに、今度は介護保険料を下げますからと、そういうことではいかんと思うんですよ、私は。これは利用しにくいというもののあらわれなんですよ。さっきも言ったように、個人の所得はどんどん減少していっているんですよ。そうでしょう、今度4月からまた年金も下げると言っているんですよ、4月か5月か知らんけれども。ですから、そういう意味では、も

っと利用しやすくすることが必要だということです。特に所得の低い人たちに対する利用料を引き下げる、そういうことがこの結果からすると明らかじゃないかというふうに私は思うんですよ。

なおかつ、大口町の65歳以上の人の介護保険の利用者割合は、大体おおむね65歳以上の人に対して愛知県の平均で見えていくと、12%ぐらいの人たちが介護保険のサービスの利用を受けていらっしゃる。しかし、大口町はどうかというと10%を切っているんですよ。県の試算でも出てくるんですけども、9.8%ですよ、これは。県の方でもそういう調査をしているんですよ。決してこれは大口町の人健康だから、介護を受ける必要がない人がたくさんあるから、そういう結果が出ているわけじゃないということじゃないですか、これ。そういうものを総合的に見ていくと、これは。そうすると、やっぱり利用料の引き下げは絶対私は必要だというふうに思います、一つはね。

もう一つは、サービスのメニューをふやす必要があるんですよ。さっきも言ったように、地域密着型のグループホーム等、こうしたものの需要はあるはずですし、よその自治体へ行けということとは言えないサービスですので、これについてはきちんと手当をする必要が私はあると思うんです。こういうのがないと、保険に加入しておるのに全く安心感が得られんですよ、このままいくと、これは。大口町の住民にとっては不幸なことであるという認識をこの結果を見て考えていただく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） いろいろと御指摘をいただきましたけれども、まず私どもが申し上げておきたいものの一つに、本当に申しわけないなあと思うところはございますけれども、第4期の介護保険事業計画を策定していく中で、将来的な伸びというものを、人口から、さらには現状の認定率の中から推計をしていくわけでございますけれども、居宅系サービスにつきましては、ほぼ推計というものが現状とそんなに食い違わない状況となって結果としてあらわれてきておりますけれども、施設系につきましては、町が見込んだ数字が平成22年度ですと、先ほど言いましたように80名だという数字が出ておりますけれども、現実、私どもが推計をした数字が104名、約24名ほどの差が出てしまっております。そういった部分については、私どもこれは計画策定に当たって反省しなければいけないことかなと現在思っております。そして、地域密着型のグループホームにつきましては、誘致等はこの4期計画の中で進めておるわけなのでございますけれども、去年の9月議会だったかと思っておりますけれども、そういった御質問がある中で覚えておる数字が、現状、待機者は4名という中で、その後ふえておるかという確認はとっておりませんが、このグループホームにつきましては、ワンユニット9名という

のが基本でございますので、じゃあ4名体制、5名体制の中で、常時、例えば4名あいた状態で誘致ができるのかという問題もございまして、ここまでずれ込んできておるところはありませんけれども、今計画の中ではそれを何とか実現させて、まだまだ隠れた待機者がお見えになるかもしれません。そういった部分にも対応してまいりたいなあと考えております。

そしてもう1点、認定率についてでございますけれども、私も以前そういった読者ニュースの中で、県下で最低であると言われました。そういう中で、自分なりにデータを拾う中で見てみたくはありますが、確かに大口町は認定率は低いんです。そして、さらにその一步手前の申請率というものがあるんですけども、これは公表されていないんですけども、実際、大口町に老人が4,200名おるとします。そういった中で申請率も、これもまたすごく低いと。じゃあその結果として低い理由というのは、御指摘いただいたように、元気なのか、それとも皆さんそういった介護保険制度自体というものが浸透している中で、まだまだ我々の努力が足りないのか、そういった部分。さらには、それをさらに一步深めて、実際申請された人は認定される、要は非該当にならないといった率を見てもみますと、大口町は非該当になる率は非常に低くて、ほとんどの方が認定されます。さらにもう一步進んでみますと、例えば県下の平均とかそういう形で考えてみますと、認定される人から申請が出て、大口町に出ておる傾向というのは、通常ですと要支援1・2、要介護1、高くて2、初めて申請する方はそういったところが通常なっているんですけども、大口町は、そういった中でいきなり要介護3の状態の人が出てくるとか、いろんな状況が現状は出ております。そういった部分については、私ども今そこまでの分析結果には至っていないんですけども、やはりこれは真剣にそういった部分は考えていかなければいけないと思っておりますので、次の計画の中では今抱える課題等をしっかり把握して進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 部長さんの言われることというのはよくわかるし、そこまでまた見て、今のところ自分なりの分析もされてみえるということですので、これを全町的な認識にしていく必要があるんだというふうに思うんです。そういうグループホームというのは、ほかにかわるものがないんだよと、これはつくっていかなくちゃいけないんだよと。例えば特養で申し込んでいたとしても、町内で70人ぐらい特養の申し込みがあるというんだけど、しかし、グループホームができるんだったら、じゃあそちらの方に申し込もうかと、そういう人も私はあると思うんですね、これは。ですから、そういう意味では、地域密着型のこういうサービスというのは、今後も私はふやしていかざるを得ないものなんじゃないかなあというふうに思うんです。だから、4人しか申し込みがないからということで、まだいいんじゃないかというこ

とではなくて、やっぱりこの結果を見れば、もうこれは明らかですので、これはふやす必要があるという認識に立っていただきたいんです、町自体がね。それでなおかつ、これだけの1億3,500万円もの給付費の減額なわけですので、やはり低所得者に対する利用料の軽減、これもあわせて必要だというふうに思うんですよ。それをぜひお願いしたい。

それから、さっき言われたように、介護認定をやるといきなり介護度3だとかというふうで上がってくるという実態、これは初めてこういう場で明らかになってきたことなんですけれども、そこまで我慢して我慢して、家族の人も本当に何とかしようという努力のあらわれじゃないですか。それにこたえる行政でなければいかんというふうに、私は改めて今のお話を聞いておって思うわけですので、そこら辺の御決意を一度町長の方からお聞きをしておきたいと思えます。

議長（酒井久和君） 町長。

町長（森 進君） まず一つ、今回の介護保険の補正であります、介護保険の予算の編成につきましては、従来いろいろと担当の課長、あるいは部長からお話を申し上げておりますし、またその仕組みについては吉田議員さんも十分御承知おきをいただいておりますけれども、今までは多分このような補正で減額というようなことは御記憶にないことというふうに思います。要は執行残で、不用額として残していくというような形の決算をやっておったわけですが、今回、担当課の方と財政の方と十分に協議をする中で、この補正を上げて明確にしていくということで担当課の方も了解をしてくれまして、今回補正予算という形で出させていただきました。

それで、先ほども認定の状況が上がっており、それに伴って、今ちょうど21年度の決算でありますけど、それを見ましても、今回の補正減をしました給付費は前回の21年度の決算よりも上がっています。ですから、必ずしも言われるような大口町独自の問題として使いにくいというんですか、サービスが足りないというんですか、そういうことがすべての原因であるというふうには思いませんけれども、さりとて先ほど部長が御説明申し上げたような、ああいう形の細かい大口町としてどうなんだろうというような分析を心がけておいて、この介護保険制度の運用をしておってくれますので、そういう意味では、私どもも十分にそれに真摯に耳を傾けて、内部でいろいろと協議・検討していかなければならないというふうに思っています。ただ、現在の介護保険制度が一応23年度で期が終わるわけですが、ずうっと言われております団塊の世代、このあたりの世代の方が要は医療もそうですし、介護もそうですけれども、そういう世代が果たして介護保険制度、医療制度の中に押し寄せてきたときにどのような対応ができるだろうか、しなきゃならないだろうかというようなことは、健康福祉部のそれぞれの所管課とはいろいろと意見交換をしておるわけですが、私どもがやはり今一番恐れておるの

は、介護保険についても、医療でもそうですけれども、団塊の世代が後期高齢、あるいは第1号被保険者としての介護の給付を受けられるような状況になるということが一番恐れておるといふか危惧しておるわけで、そういう事態になってからの対応というのはなかなかとれないもんですから、施設あるいはサービスの量をふやすというようなことでもしょうけれども、それよりも大口町の今、介護保険でいえば、住民の皆さんの理解の中での制度をきちっと理解をした上で活用していただいております考え方、ベースというのは非常に重要なあというふうに思っています。ですから、今後も地域の中で何らかの形で手助けができるような、お互いに支え合えるような仕組みを今、早急に団塊の世代がそういう状況になる前に、我々としてはあわせて取り組まなければならない重要なことだということで話しておるわけですが、現在、それを具体的に解決ができるようなところまでの結論に至ってはいないわけですが、いずれにしても、介護保険につきましては、まだまだ事業計画を策定する段階での反省点もありますし、執行については十分担当課として大口町独自の分析をする中で執行をしておってくれますので、それについて住民の皆さんもまたこの制度を有効に、また適切に利用していただいておりますというふうに思っています。ですから、その大きな波に我々行政としてどういふ、あるいは保険者としてどういふ対応ができるかということ、今まさに取り組まなければならない時期に来ておりますし、そういうことを我々としても重要な課題の一つに加えて考えていかなければならないというふうに思っております。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 今、吉田議員の質問に関連しましてですけど、今グループホームというのは、大口町の住民でないと大口町のグループホームへは入れないというふうなお話でしたが、現状はどのようになっているのか。入居者で他市町村から入ってみえる方はないのかということをお聞きしたいと思います。

議長（酒井久和君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） グループホーム、現在、大口町は1カ所でございます。

「じゃがいも」さんという施設でございますけど、9人定員のところに大口町内の方が7名、町外の方が2名お入りになっておられます。それから大口町の住民の方が、犬山、江南、扶桑の2市1町の方に4名の方が、ちょっと内訳は、数字は持ちかねておりますけど、4名の方が入所をされておるといふ状況でございます。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 住民でなくても入れる、あるいは大口町の住民でもほかの自治体のグループホームへ入れるということですね。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 地域密着型グループホームにつきましては、平成18年度に介護保険法が大きく改正されました。それ以前につきましては、いろんなところの市町村でも入れたわけですがけれども、そこを境にして、各地域にあるもの、先ほど議員さんが言われたように、大口町なら大口町の住民しか入れない形になりました。そして、今、課長が報告しました4名の方、町外で4名御利用になっている、逆に大口町の施設に2名の方が入ってみえる方というのは、それ以前からそういった施設サービスを受けておられる方ということで解釈をお願いしたいと思います。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） これをもって、議案第15号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第16号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第16号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第17号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第17号の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、13時30分まで休憩といたします。

（午前 11時52分）

議長（酒井久和君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

議長（酒井久和君） 続いて、議案第18号 平成23年度大口町一般会計予算の質疑に入ります。

質疑は、平成23年度大口町一般会計予算書及び予算に関する説明書によりお手元に配付いたしました進行表に従い、順次進めてまいります。

初めに、平成23年度大口町一般会計予算書及び一般会計の歳入について、一括して質疑を行います。

一般会計の歳入は、款1.町税から款20.町債まで、予算に関する説明書の1ページから29ページまでです。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 土田進議員。

8番(土田 進君) 27ページです。衛生費雑入、3番で資源ごみ等売り払い収入709万7,000円となっておりますが、この件で、最近ごみ集積場へ行きますと、集荷日には業者がどこの地区の集積場へも来て、重立ったものはさらっていくという面が見えるわけですけど、この業者が勝手に持っていくという件に対して町はどのように思ってみえるのか、お聞きしたいと思います。

議長(酒井久和君) 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長(杉本勝広君) 資料27ページの資源ごみ等売り払い収入に関する質問で、集積場で資源がとられているのではないかという内容かと思いますが、実は今、集積場で持ち去られておる案件につきましては、混合物、いわゆる大口町としては資源として売り払っている材質ではなくて、処分費を払って処理していただいているものがほとんどでございます。と申しますのは、今、混合物は1キロ30円だったかと思うんですが、処理費をかけて実は処理していただいております部分が、ほとんど持っていかれておるという現状でございます、実は私もその業者の方とお会いして、お話をさせていただきました。人によっては集積場へ入る手前で持っていったりみえる方もお見えになるようですし、集積場の中まで入り込んでおる方もお見えになるようでございますけれども、持っていかれているものは資源として売り払っておるものではなくて、逆に処理費を払って処理しておるという物件でございます。ただし、気分的に役員の皆さんに嫌な思いをさせておるのも事実でございますし、何とかは思っておりますが、ただ法律的に、ごみと有価物の関係がうまく区別できておりませんので、今のところ黙認しておるというような状況でございます。ただ、役員の皆さんに御迷惑をかけておる点につきましては、あると思いますので、実は今、集積場に資源物の持ち去りを禁止しますというような警告看板を、小さなものなんですけれども、掲示させていただいております。以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（酒井久和君） 土田進議員。

8番（土田 進君） これについては、地区の役員さんによっては対応が違うようであります。豊田の場合でも1ヵ所は完全に今の役員さんが拒否をされて、立ち入りを認めていないというところもあるようです。この対応についてトラブル等が起きてはいけないと思いますので、廃棄物減量推進員を集めて最初に説明会をなさると思います、その節にぜひ何か町として推進員さんにこの対応について説明をしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（酒井久和君） 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長（杉本勝広君） 今の件に関しまして、廃棄物減量推進員の皆さんには年度初めに説明を申し上げ、進めてまいります。ことしも3月末から4月の頭に、2日間かけて説明会を予定しております。その節に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 初めに、法人町民税についてお伺いします。

法人税の法律改正が新年度に行われるようであります。40%から5%引き下げるということは知っておるわけでありましてけれども、その他についての改正もあるというふうに聞いておりますが、大口町の法人町民税についてはどのような改正内容に基づいて試算をされておられるのか。

それから、大口町も大企業からの法人税がなかなか思うように伸びない一つの理由に、損益の繰り越しを5年から7年に、2年間延長するというような措置がなされて、一度大きな赤字を出すと、その後、利益を出しても7年間も法人町民税を納めてもらえないというような実態があるかと思えます。そういう実態を可能な限り御説明をいただきたいということと、こうした損益を2年間延長するというような措置はもとに戻すように国に求めていかないと、大口町は利益を上げて法人町民税を一円も払ってもらえないというような大企業の存在を許してしまうということになるかと思えますけれども、その辺の見解をお願いいたします。

それから、固定資産税についてお伺いしますが、土地の価格は下がっても固定資産税は下げないよということでありましてけれども、償却資産については前年度と比較をして、設備投資の関係になるわけですがけれども、どのような見通しで積算をされたのか、お伺いしておきます。

それから、町のたばこ税であります。売り上げが減らずに増収を見込んでいるわけでありましてけれども、禁煙をする方がふえているけれども、たばこが値上がりになったということなん

だろと思いますが、どのような積算で増収を見込まれたのか、御説明がいただきたいと思  
います。

それから、子ども手当関連の収入が国庫、あるいは県の方からあるわけでありませ  
けれども、予算案は衆議院を通過して成立の見通しになったわけでありませ  
けれども、予算関連法案の成立の見通しが立っていないというような状況でありませ  
けれども、子ども手当については、予算関連法案が通らないということになると、  
児童手当というもとの制度に自動的に戻るものなのか、あるいは支給が停止さ  
れてしまうのか、その辺のところと、3歳未満について7,000円増額するとい  
うのが政府の案でありますけれども、その総額が約2,000億円というふうに言  
われておりますが、我々日本共産党は、それはやめて、待機児が大都市を中心  
に大変多い認可保育園の増設などに充てるべきだというふうに言っているところ  
でありますけれども、この辺についての御見解を伺っておきたいというふう  
に思います。

それから、15ページの要保護の問題であります。いわゆる就学援助金とい  
いますか、要保護児童の就学援助費補助金が小学校も中学校も頭出しの1,000  
円だけになっておるわけですが、これはどういう意味なのかということが一つ  
であります。

もう一つは、愛知県内でもそうでありませけれども、全国的にもこの就学  
援助制度については、生活保護基準を1として、世帯の所得がその1.2とか  
1.3とかというような係数をきちんと明確にして就学援助をするという制  
度を持つ自治体があります。かなり多いわけでありませけれども、愛知県内  
でもそういう基準を設けて、ラインを明確にしている自治体があるわけ  
であります。学校給食費を半額にするとか無料にするというのは、それはそ  
れで一つの考え方でありませけれども、所得の低い皆さんの就学を原則的に  
後押しをするという意味では、所得に関係なくという仕組みよりも、所得  
の低い皆さんの就学を援助するという意味では、この就学援助金制度とい  
うのは大変大切な制度でありませし、そういう基準を明確にして、そし  
て、対象をさらに拡大する方向に持っていくべきではないかというふう  
に私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それから、27ページですけれども、民生費の雑入の中にあります病児・  
病後児保育の実施負担金110万2,000円と、病児・病後児保育の利用料40  
万4,000円、これはどういう仕組みで実施をしておられるのかとい  
うことと、この負担金や利用料の積算の根拠を御説明いただきたい  
ということでありませ。

それから、南小学校の建設事業に係る国の補助金でありませけれども、  
13ページで公立学校の施設整備費負担金というのがありませし、それ  
からもう一つは、環境に係る名目での国の負担金の方がずうっと多い  
わけでありませけれども、こちら辺の補助金というのはどういう名  
目でそれぞれあるのか。学校を建設する場合の国の基準は一体どうな  
っているのかということも

含めて御説明がいただければと思います。以上です。

議長（酒井久和君） 税務課長。

税務課長（馬場輝彦君） まず町税について、3点ほど大きな項目で田中さんから御質問をいただきました。順次答えさせていただきたいと思います。

まず、法人税の実効税率5%について、今年度の当初予算にはどんな反映がしてあるかということですが、これはまだ国の方として法律が制定をされたというわけではございません。資料としては県を通じて来ております。それによりますと、実効税率は新聞紙上等で5%減るということで、30%が25%になるということですが、もう少し詳しく申し上げますと、4.5%の表面税率で国の方は減らすと。法人の事業税、それから法人住民税については、表面的な税率は変わらないということでありまして、ただし、その他いろんな細かい法律改正が予定されておりまして、実効税率としては国の方が4.18、地方の市町村につきましては、東京都のベースでは0.87、それ以外の市町村については0.73減るであろうという資料が参っております。まだ法律ができていないということもございまして、それと0.73だということもあって、今年度の大口町の法人町民税の当初予算には加味がしてございませんというところでありまして、

また、大企業がなかなか景気の底を打っても伸びてこない。その原因としては、損益が2年が5年に延びたということがあるということもございまして、以前にも税務課として多分答えがしてあろうかと思うんですが、法人税の計算におきましては、各法人が法人の所得税を支払います。その税額をベースにして大口町は12.3%、それから従業員割というものを掛け算をして大口町の税額になるということもございまして、損益が云々ということについては、うちの計算ではなかなか難しいというふうに考えております。

続いて、固定資産税のうち償却資産の積算について説明をということでございました。償却資産につきましては、これも景気が底を打ったとはいえ、なかなか回復がしてこないということで、以前として設備投資が低調であろうという予測をしております。ですので、22年度当初予算のときに前年度対比で0.936という数字を使ったんですけれども、ことしも一番近い課標から0.93という積算根拠として固定資産の償却の積算をしておるという状況でございます。

それからたばこ税について、税金と売上げの関係ということですが、10月に大幅な改正がございました。本数を調べてみますと、やはり買いためということがありまして、月の平均の2.5倍ほど9月には売れております。逆に10月には平均の3割というふうに落ち込んでおります。これも徐々に回復をしまして、一番最近の数字ですと、もうほとんど平均ベースに戻っておるということもございまして、ですので、当初予算の計上としては、22年度の当初予算が1億2,500万と、23年度の当初が1億6,100万ということで伸びておるんですけれども、3月の補正予算で3,000万円追加をさせていただきます。ですので、22年度の決算ベースが1億

5,500万、23年度の当初予算が1億6,100万ということで、そんなには変わりがないということで計上をさせていただきました。以上です。

議長（酒井久和君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（天野 浩君） 田中議員から2点ほど御質問をいただきました。

まず1点目の子ども手当の関連でございますが、この子ども手当につきましては、議員御指摘のように、予算案は衆議院を通過しまして、先週の金曜日、本日もなんですけど、参議院の予算委員会の方で審議がされておるという状況でございます。一方、関連法案の方ですが、これにつきましてはいまだに衆議院の段階で、政権与党は野党との修正協議にも応じるというような姿勢も見せながら、いまだ衆議院に残っております。こんなような状況ですので、議員御指摘のように、年度内の成立というものにつきましては、いまだ不透明な状況であります。

平成22年度の子ども手当法は単年度限りの、3月31日が来ますと失効する日切れ法案ということですので、仮に平成23年度の子ども手当の関連法案が通らなければ、おのずと児童手当法が復活して、児童手当が支給になるという状況になろうかと思えます。

それから、3歳未満の7,000円の増額の件でございますが、実は、この子ども手当に関連しまして、平成22年度の税制改正におきまして扶養控除が既に廃止されております。特に3歳未満ですと、児童手当のときに1万円と。子ども手当1万3,000円ですと、3,000円の増額と。ところが扶養控除が廃止されますと、それ以上の増税という形になりまして逆転現象が起きるといことで、3歳未満につきましては新たに7,000円の増額というふうな仕組みになっておると認識しておりますので、これにつきましてはいたし方ないのかなというふうに考えております。ただ、マニフェストの2万6,000円、ここに向けては現物給付、いわゆる待機児童の解消等の現物給付も検討するというような発言も聞いておりますので、この辺につきましては、今しばらく動向を見守りたいなというふうに考えております。

それから、2点目の病児・病後児保育の負担金、それから利用料の関係でございますが、この病児・病後児保育につきましては、大口町と扶桑町で共同という形で大口町内の医療機関に600万円で病児・病後児保育を委託しております。利用できる対象のお子さんは、大口町と扶桑町に在住のお子さんが利用できるという形になっております。それで、この負担金といいますのは、最終的に扶桑町さんから負担をしていただく金額でございますが、この負担金の積算根拠は、委託料の600万から特定財源の利用料、それから県からの補助金、これらを除きました地元負担分につきましては、そのうちの1割を均等割、残りの9割を利用者実績割という計算式に基づいて扶桑町さんから最終的に負担金をいただくという形になっております。

それから、利用料の積算根拠につきましては、この病児・病後児保育はこれで過去2年実施してきておまして、その利用実績に基づいて算出した金額でございます。ちなみに利用料

につきましては、1時間500円で、1日の上限が3,000円という形で運用をしております。以上です。

議長（酒井久和君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

就学援助費と南小学校の建設の補助金だと思います。

まず、援助費の関係で1,000円の頭出しというのは、就学支援に対しては要保護及び準要保護ということで行っております。要保護につきましては、生活保護の御家庭が対象になっておりまして、大半が生活保護費の方で援助されておりますから、この場合1,000円の頭出しにさせていただきました。なお、準要保護につきましては、年数はちょっと忘れましたが、以前は国費によって援助されておりましたけど、今はそれぞれの市町が単独で実施しております。

所得に基準を設けてはどうかという御質問がありました。前回の委員会か全協かちょっと忘れましたが、そのようなことも検討させていただくということは御答弁申し上げたわけなんですけど、今回それも見送りました。ということは、あくまでもケース・バイ・ケースという形でやらせていただこうと思っております。学校と絶えず連絡をとりながら、給食費及び学年費等の未納が生じれば、子どもはその御家庭に対して教育委員会に来ていただいて面談をし、本当に援助が必要であるということであれば、その他項目ということで援助の対象としております。その見直しというのは考えてはおりませんし、今後ともその対応で個別案件として扱っていきたいなと思っております。

それから、南小学校の建設につきまして、補助金は御質問のように2本立てでございます。一つは公立学校施設整備費負担金、これは負担金ということで、あくまでも国が負担するものであります。内容につきましては、現在、南小学校が持っております保有面積から大口南小学校の学級数に応じた必要面積の差し引き、これが今回128平米ですけど、128平米に対して国は建設補助金単価十何万だったと思いますけど、それを掛けた2分の1が公立学校施設整備費負担金としておりてきます。

それからもう1本、交付金の方ですけど、学校施設環境改善交付金、従来、平成22年度までは安全・安心な学校づくり交付金として交付されておりましたけど、国の方の事業の見直しによりまして名称が新たに変わったものであります。内容といたしましては、危険改築、それから不適格改築ということで、それぞれ学校が授業をすることにふさわしくない、危険な建物であるという、よくない環境だということで、この危険改築、それから不適格改築の交付金がされたものであります。

もう一つは、太陽光発電の設置ということで、北小学校でも予算を計上させていただきますし

たけど、今回も同じように大口南小学校でも負担金として申請するものでありますので、よろしく願いいたします。

( 挙手する者あり )

議長(酒井久和君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 子ども手当について、先に質問しますが、年少扶養控除が廃止をされたことで、3歳未満については差し引き負担増というような逆転現象が起きたことについては、これは手直しをしなければいけないわけですね。それは年少扶養控除を復活させればいいんです。廃止したのを復活させれば、それで3歳未満の方も、子ども手当をもらっても負担増にはならないということになるんですね。私どもの党はそのように主張していて、1万3,000円の子ども手当については残せと。さらに上乘せ分の3歳未満についての7,000円分については、総額2,000億円にもなるんですけども、名古屋市などもそうですけれども、横浜とか堺市とか大都市部では何百人、何千人という保育の待機児童が、保育園を何十つくっても間に合わないというようなひどい状況があるんですね。そういうものに充てるべきだというふうに考えているわけですけども。

ちなみに大口町でいうと、年少扶養控除が廃止されたことによって子ども手当が支給されたけれども、差し引き負担増になっているというような例というのはつかんでおられるのかどうか。それから、年少扶養控除を廃止したままで7,000円増額を3歳未満児にすると、それで全部そうした逆転現象は解消できるということなんだろうというふうに思いますが、そういう対象は大口町でどのくらいおるのかなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

あと財政一般ですけども、大口町の新年度の財政力指数の見込みというのはどの程度になるのかということと、臨時財政特例債は交付税算定になるということで、現年度もこの活用を少ししたわけですけども、これらの活用については新年度は考えておられないようですけども、その辺はどういう考え方なのかと、その点だけお尋ねをしておきます。

議長(酒井久和君) 福祉こども課長。

福祉こども課長(天野 浩君) 年少扶養控除につきましては、私の認識が間違っておればあれなんですけど、22年度の税制改正で、実際には所得税の方は23年分からというふうに認識しておりますので、今現在、既に逆転現象が起きておるといのはまだかなというふうに思います。ちなみに3歳未満の子ども手当をもらってみえる子供さんの数は、今実人数で700人強というふうにつかんでおります。以上です。

議長(酒井久和君) 政策推進課長。

政策推進課長(社本 寛君) 田中議員から2点、財政全般について御質問いただきました。

まず第1点目、財政力指数であります。まだこれは平成23年夏ごろの算定を見ないと全く

わからないわけですが、ただ22年は1.09だったと思いますけれど、このときに実は法人税が算定ゼロです。これは過去の精算、それから21年度の還付、4億強の還付があって、法人税ゼロの状態です。1.09ですので、間違いなくそれよりは上回るのであるということ、その後、数字はまだ決算が出ないとわからないという状態です。

それから、臨時財政特例債につきましては、23年度、今のところは当初予算で見込んでおりません。ただ、南小学校全体では10億円の起債を借り入れる予定であります。この臨時財政特例債につきましても、23年度は不交付団体についてはこれまでの算出に一定の率を掛けて抑え込むというお話がありますので、その事務手続等を勘案しまして、また新年度に入ったところでこの10億円の割り振り等を考えていきたいということを考えております。

なお、今のところなんですが、臨時財政特例債については、借入利率が特例で1.2です。学校教育債の方は1.8ですので、利率でいきますと0.6%差がありますので、事務手続は多少煩雑になっても、ある程度の枠があればその時点で検討しながら借り入れも考えていきたいというふうに考えております。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 新年度すぐということではないですけれども、経済の動向、見通しが大変やりにくい中での話でありますけれども、大口町の財政力指数が1.0を割り込むような可能性があるとするれば、普通地方交付税を獲得するということに知恵を働かさなければならない。そういう場合にこの臨時財政特例債は交付税算定されるわけですので、思い切ってこの活用を十分注意をしながらやっていくべきだというふうに思いますけれども、とりあえず1.0を割り込むようなことにはならないわけでしょうか。

議長(酒井久和君) 政策推進課長。

政策推進課長(社本 寛君) 先ほどお話をいたしましたように、法人税の分がゼロの状態です。1.09ですので、22年の決算見込み等からすれば、そういった数字にはまずならないだろうと。ただ、国勢調査が実施されまして、その算定になります人口も少し変わってまいります。

今、田中議員が御指摘のように、基準財政需要額にこの元利償還分が算入されるということですので、多少でも基準財政需要額を上げておく努力は必要であるかなあというふうには考えておりますので、またそういったことも勘案しながら今後進めていきたいと思っております。

議長(酒井久和君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) 固定資産税の2の国有資産等所在市町村交付金についてお伺いします。

これは県営住宅分だと思いますが、3年に1度評価の見直しがあると理解しておりますが、19年度までが1,529万3,000円、20年から3年間、22年度までが1,521万5,000円で、20年のときに一たん下がったんですが、今回23年度は1,533万4,000円とまた上がるわけですが、この積算根拠についてお伺いいたします。

それから、次の6ページの利子割交付金につきましては、19年度・20年度の予算では1,100万を計上し、決算では1,600万、21年・22年については1,140万の予算に対して21年は1,400万の決算を計上しております。これは、予算は19・20よりも上がったのに、決算は下がっております。さらに、この23年では1,136万7,000円と予算が下がっております。これについての積算根拠を教えてくださいたいと思います。

その下の配当割交付金についても、18年から予算、決算を見ますと、予算がだんだん下がって、決算も下がっておるわけですが、予算と決算の間に相当の開きがある。この辺の見込みの仕方についてちょっとお伺いいたします。

それから8ページの地方交付税で、9ページの方にあります特別交付税1,100万、これについては災害や特別な事情がある場合に交付されると理解しておりますが、どのような事情があって1,100万交付されるのか、お伺いいたします。

それから13ページの清掃手数料ですが、可燃ごみ、家庭系収集手数料が、昨年は1,145万計上しております。ことは892万で、約250万ほど下がっておりますが、これはごみ減量の効果と理解してよろしいか、お伺いいたします。以上です。

議長（酒井久和君） 税務課長。

税務課長（馬場輝彦君） 丹羽議員から、税務課として大きく二つの御質問をいただきました。

まず一つは、固定資産税のうち国有資産等所在市町村交付金の件でございます。見直しについては、議員がおっしゃるとおり3年に1度であります。ところが、昨年度ですけれども、さつきヶ丘地区におきまして国土調査が実施されました。その結果、課標が変わってきて、数字が若干変わったということでございます。

それから、利子割交付金と配当割交付金について、予算と決算の数字がなかなか一致していないが、どういう積算をしておるんだということでございます。まず、利子割交付金について、その内容を若干説明させていただきますと、利子割の納税義務者というのは、利子等の支払いを受ける方でございます。実際には金融機関が納付をされるということで、御承知のように20%でございます。国の方が15%で、地方が5%。この5%のうちの1%を事務費で差し引いて、残りの5分の3を各市町村に交付をするというものでございます。ですので、利子割交付金につきましては、あまり幅がなく、例年入ってきておろうかと思っております。これは年に3回に

分けて入っております。ことしも8月と12月に既に入ってきておりまして、990万ほどを予定しております。約例年の7割ということですので、まあまあ予算どおりこれはいけるかなあと思っております。

それから、2点目の質問にあった配当割交付金であります。これにつきましては、個人で上場株式等の配当を受ける方が納税義務者ということで、実際には証券会社等が納付をしております。税率が10%、うち所得税が7%で、地方が3%ということになります。これは23年12月31日までの特例措置だということになっております。これにつきましては、かなり年によって差がございます。そういう意味で、積算が甘かったりして当初予算と決算がずれているというようなことがあろうかと思えます。本年度、22年度も現在2回入ってきておりますが、既に715万9,000円入ってきております。昨年の決算が586万4,000円ですので、かなり今年度は前年度に比べるとこの配当割を受けた方が多いということで、予算を組むにも、実は苦慮をしがてら組んでいるという状況でございますので、御理解がいただきたいと思えます。以上です。

議長（酒井久和君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 丹羽議員から特別交付税について御質問をいただきました。

平成23年度ですが、特別交付税の交付の基準が、これまでの地方交付税100のうち94%が普通交付税、6%が特別交付税であったものが、平成23年度は普通交付税が95%、特別交付税が5%ということで、まず特別交付税の枠が1%落ちます。これは24年度も実施されまして、24年度は5%が4%になるということで、まず特別交付税の占める割合が落ちるということがまず一つ要因としてございます。それから、算定につきましては、ことしの1月議会のときに補正をお願いいたしまして、22年度につきましては決算見込みが2,600万ほどになっておりますけれど、これは特殊要因があったため補正をさせていただきますということで御説明を申し上げました。平成23年度につきましては、一応いろんな積算根拠が示されておるんですが、この中で、知事裁量があるということで、県の方へ特別交付税枠として来たものの中から知事裁量によって割り振られる経費の中に環境に対する費用であるとか、それから児童クラブ等の単独分の費用であるとか、それから有害鳥獣の駆除、そういったものへの費用等の積算があります。そういったものは例年並みということで、一応1,100万見込んだ形で計上しております。

議長（酒井久和君） 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長（杉本勝広君） 丹羽議員さんより御質問いただきました、可燃ごみ、家庭系の収集手数料が1,145万から892万円に落ちているがという質問でございます。これにつきましては、議員御指摘のとおり、袋が22年度に比べ大をかなり少なくさせていただいております。これは、傾向といたしまして、現在、大袋から小袋へ家庭で使っていただく種類がシフトしてきております。そういった関係で253万円減額させていただいておりますので、そ

ういう予算で編成させていただいております。以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 1点だけ伺っておきますが、11ページのところに住宅使用料ということで、町営住宅の使用料の滞納繰越分で23万4,000円というのがありますが、これは、実際の滞納額というのは、本当は幾らなんですか。

議長(酒井久和君) 都市整備課長。

都市整備課長(渡邊俊次君) 町営住宅の使用料の滞納繰越分ということで、23万4,000円を計上させていただきました。この件につきましては、実は平成19年12月議会におきまして、町営住宅の入居者の明け渡し請求に関する訴えの提起ということで、町営植松住宅の住人の方に対しまして、建物の明け渡し等の請求事件を行いました。この内容につきましては、平成18年8月以降、本件建物に居住せず、また平成18年7月以降、住宅使用料を支払っていないということで、この内訳が23万4,600円、18年、19年の家賃15ヵ月分でございます。ちなみに、現在、町営住宅の滞納につきましてはございませんので、お願いいたしたいと思っております。以上です。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 齊木一三議員。

10番(齊木一三君) 8ページの交通安全対策特別交付金につきましては、交通反則金を原資として交通安全施設の整備等に使われるというように聞いておりますが、今年度はまたかなり多くなってきているように思うんですが、これについて、どうやって計算がされておるのか、ちょっと1点だけお尋ねします。

議長(酒井久和君) 政策推進課長。

政策推進課長(社本 寛君) 齊木議員から交通安全対策特別交付金について御質問をいただきました。

議員御指摘のとおり、原資は交通反則金の収入であります。年2回、9月と3月に交付がされております。積算については、今ちょっと持ち合わせをしておりませんので、後ほど回答させていただきます。

議長(酒井久和君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(酒井久和君) 以上で、歳入の質疑を終了いたします。

続いて、歳出の質疑を行います。

款1.議会費及び款2.総務費、予算に関する説明書の30ページから83ページまでです。

ありませんか。

( 挙手する者あり )

議長 ( 酒井久和君 ) 土田進議員。

8 番 ( 土田 進君 ) 57 ページの一番上ですけど、交付金、行政区、1,688 万 9,000 円、これについてお伺いをしたいと思います。

平成 21 年 6 月 22 日に施行されたまちづくり基本条例の制定がされましたが、その中の 11 条に、町の執行機関は地域自治組織の自律性と自主性を尊重し、地域自治を実施するために必要な権限と財源を地域自治組織にゆだねるとうたわれておりますが、ここ二、三年を見てみましても、条例が制定されてから 2 年近くたつわけですけど一向にふえておりません。今後はどのようにしていかれるつもりなのか、お聞きしたいと思います。

それと、同じページの真ん中辺になりますが、15 番工事請負費、街灯設置工事費 44 万 3,000 円、これは L E D とお聞きをいたしておりますが、予算の説明書によりますと、防犯灯になっているかと思えます。L E D の新規 10 基、修理が 2 基となっています。これは街灯なのか防犯灯なのか、行政区交付金の中でやっている防犯灯なのか街灯なのか、そのところをお聞きしたいと思っております。防犯灯であるならば、行政区交付金ということになるかと思えますが、これは防犯灯の L E D 化なのか、お聞きしたいと思います。

議長 ( 酒井久和君 ) 町民安全課長。

町民安全課長 ( 前田正徳君 ) 土田議員さんから 2 点質問をお受けいたしました。

57 ページの行政区交付金でございますが、先ほどまちづくり基本条例の権限と財源の移譲についてというお話でしたが、この権限と財源の移譲につきましては、まちづくり基本条例の附則にうたわれている事項でありまして、その移譲につきましては、現在、まちづくりを考える会というものを平成 21 年 11 月に発足いたしまして、その中で、新たな地域自治組織の組織と制度について、そして、またこの権限と財源の移譲についてということで検討をしていくということで現在進めております。それで、昨年 11 月ごろと思いましたが、全員協議会でもまちづくりを考える会の役員さんから中間報告をさせていただきまして、本年の 11 月ごろにはおおむねその方向性を示していきたいというように報告させていただいたところでありますので、この件につきましては、ことしの秋ぐらいまでお待ちいただきたいと思います。

それから、15 節の街灯設置工事費でございますが、この工事費につきましては、現在、大口桃花台線にナトリウム灯の設置を進めております。これは国道 41 号線から大口町に入ってくる、役場方面へ走行されるについて、大口桃花台線を明るく照らしていこうということでナトリウム灯の設置を進めているものであります。このナトリウム灯の設置 2 基と L E D 10 基を予定しております。この 10 基といいますのは、これも昨年からはじめておりますが、行政区境や通学路で、行政区、地域で設置を検討されないところを、町の方で設置していきたいと考えて予算化

してあるものであります。

以上でございますので、よろしく申し上げます。

( 挙手する者あり )

議長(酒井久和君) 土田進議員。

8番(土田 進君) まちづくり条例が生きるように今後も努力をしていっていただきたいと思いをします。

それと、防犯灯の方ですけど、今、全町で防犯灯の数は幾つぐらいあって、それをLEDにかえていかれる予定、今後どのように予定されているのかをお聞きしたいと思います。

議長(酒井久和君) 町民安全課長。

町民安全課長(前田正徳君) 町の防犯灯でございますが、昨年の4月1日現在で86基ありまして、これには先ほども言いましたが、蛍光灯のほかにナトリウム灯もございます。その中で、この22年度の予算で35基、蛍光灯の防犯灯をLEDの防犯灯に取りかえました。それと、今後LED化を進めていきますのは、町が設置する防犯灯につきましては、LEDで毎年10基ずつというように考えております。

それから、地域にありましても、現在は蛍光灯の防犯灯を設置してお見えですけれども、LEDの防犯灯の価格がだんだん安くなっていく、現在そのように聞いております。そういったもので区長会とかで区長さん方にLEDに切りかえていただくよう勧めたいと思っております。以上でございます。

議長(酒井久和君) 政策推進課長。

政策推進課長(社本 寛君) 先ほど齊木議員から御質問いただきました交通安全対策特別交付金の積算であります。市町村区域内の交通事故発生件数等で算定した額ということで、県の方から9月、3月に交付決定が参ります。その交付決定には細かな積算が入っておりませんので、交通事故発生件数を勘案してということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。数字につきましては、22年度の見込みが580万ですので、平成22年の520万との中間、550万で組ませさせていただきました。以上です。

( 挙手する者あり )

議長(酒井久和君) 土田進議員。

8番(土田 進君) 先ほど地区の防犯灯については、地区でかえるようにというお話でしたが、なかなか地区への交付金の範囲内でLEDにかえていくということは、なかなか予算の関係上進まないと思ひますけど、特別予算をつけてやられるとか、そういうことはないでしょうか。

町民安全課長(前田正徳君) 地域で設置いただいております蛍光灯の防犯灯は2万4,000円

ほどかかるかと、電柱に共架の場合ですが、そのように把握しております。LEDをつける場合は、大量につける場合は2万円ほどに安くなる場合がございます。これは、私どもがこの22年度に取りつけた場合でございますが、安くなりました。しかし、一度に取りかえるのは地区においては無理があるかなと思います。もう少し様子を見てまいりたいと思います。

それと、改めて各地区の方にLED化を進めるに当たって何らかの対策ということでありませうけれども、今のところこうしていきたいというようなことは、財政的な支援でございますが、そういったことはまだはっきりとは決めておりません。以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) 33ページの議員共済会負担金についてお伺いします。

さきの全協でも資料をいただいて、その考え方をお聞きしたわけでございますが、国・総務省では、この制度を廃止する措置を講ずる法案を提出するというので、法案は提出するが、その必要経費については地方公共団体が公費で負担せよという極めて私は身勝手な考え方じゃないかなと思います。私は、あくまでこれは国が負担すべきだと思いますが、町の方ではどのようにお考えでしょうか。まずそれをお伺いしたいと思います。

それから、41ページの下の方にあります負担金補助及び交付金、ここにあります地方行財政調査会東海懇談会、それから社団法人のことだと思いますが、地域問題研究所とありますが、これはどのような団体か、お伺いします。

それから47ページ、これも下の方にありますが、清掃委託料、庁舎日常というのは、21年度では447万3,000円、22年度が357万3,000円、23年度は201万3,000円と一昨年に比較して半分以上に減少しております。この庁舎の環境整備ということについてはどのようにお考えなのか、お伺いします。

それから、59ページの上の方にあります交通安全対策推進事業の中の需用費、消耗品費が100万円計上されております。昨年は私の資料にはありませんでしたのでわかりませんが、21年度には中学生にヘルメットを配付したということで110万円計上されておりました。23年度の100万円はどのように使われるのか、お伺いいたします。

それから63ページ、コミュニティーバス運行事業につきましては4,600万ほど計上されておりますが、運行支援収入468万、広告料収入200万、市町村振興事業補助金が140万、計808万だと思いますが、実際にはこれに利用料が見込まれると思いますが、どのくらい利用料を見込んでおられるのか、お伺いいたします。以上です。

議長(酒井久和君) 総務部長。

総務部長(小島幹久君) それでは、議員年金共済金について私の方から回答させていただきます。

ます。

こちらの方は全協でも報告がありましたので、詳細は省略させていただきます。この年金制度、実は町村合併だとか、あるいは各市町村の議員定数削減という時代の潮流の中で、年金制度が立ち行かなくなってきたということで、議員さんの掛金と町の方からの公金とで維持された制度ですけれども、それが支える人たちの数が大幅に減少してきたということで、年金制度自体が維持できないということで、掛金を上げ、あるいは公費負担を上げるのか、あるいは受給額を下げるのか、いろいろ制度改正も今までもされてきたかとは思いますが、全国町村議長会の方でも各議員さんへアンケートをとったり、あるいは各議会へアンケートをとって、その結果として制度は廃止するという方向で結論づけられたものであります。ですから、もともと国の方が負担していた制度ではございません。法律はもちろん国の方でつくっているわけですが、負担自体は現役の議員さんと市町村の税で制度が維持されてきたという経緯があります。その関係で、今後廃止した場合、当然制度がなくなりますので、議員さんたちの負担はなくなります。そうすると、今まで掛けてきたOBの方の年金制度というのはやはり維持せざるを得ないということで、その負担はすべて公費ということになってきます。その公費の負担をどこが負担するかということで、国の方は、当然今まで市町村で負担してきているわけですから、市町村で責任を持ってくれよと。ただし、交付税で措置はするというので、市町村の負担というふうで法律を今改正しようとしているところでございます。以上です。

議長（酒井久和君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 丹羽議員から2点、負担金について御質問をいただきました。

まず東海懇談会、これは任意の組織でありまして、県、それから市町村等が会費を納め、会を形成しています。これは、ほぼ毎月なんですけれども、著名な方、経済界、行政、さまざまなんですけれども、そのときそのときの講師をお招きして、そこへ首長以下、そのテーマによってうちは職員を派遣して、講演を聞いていただいております。

また地域問題研究所、これも会費なんですけど、社団法人でして、愛知県下東海地区のシンクタンク、行政ばかりではないんですけど、さまざまな調査・計画の取りまとめを行っておる団体でして、こちらでも会費を納めて、ほぼ毎月さまざまな行政テーマで講演会等が開かれており、これも職員向けにグループウェアで募りまして、そのテーマによって職員を派遣しておるものであります。以上です。

議長（酒井久和君） 行政課長。

行政課長（江口利光君） 庁舎日常清掃業務について御質問をいただきました。

庁舎日常清掃業務につきましては、平成22年度の当初予算では、民間の会社に委託をするということを前提として計上をしておりましたが、コミュニティー・ワークセンターから見積も

りを徴収しましたところ、民間の会社より低い価格で提示がなされたということで、本年度につきましては、コミュニティー・ワークセンターで委託をいたしております。23年度につきましても今年度と同様に委託をしてまいりたいと考えておりますので、この部分での予算が減額となっております。

また、庁舎の床清掃につきましては、平成21年度から毎週木曜日に職員が行うこととしておりますので、以前と比較をしますと、こうした部分での減額も発生いたしております。以上です。

議長（酒井久和君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 59ページの交通安全推進対策事業、需用費のうち消耗品について御質問をいただきました。

中学生用のヘルメットにつきましては、法律が改正されたことから、6歳以上13歳未満は義務づけということもありまして、昨年度からやめております。新年度予定しておりますのは、のぼり旗、あるいは交通安全県民運動等の啓発用品、それから立て看板、ベストや帽子、そして、中学生には自転車の反射材を考えております。以上でございます。

議長（酒井久和君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 丹羽議員からコミュニティーバス運行事業の負担金について御質問をいただきました。

23年度に計上しております4,344万7,000円につきましては、本年度の定額経費、これは運賃収入ゼロの場合でございますけれども、1年間運行するに当たります経費、これを定額経費と呼んでおりますが、こちらの方で5,437万9,000円が見込まれます。こちらの方から運賃収入見込み額、月額にしますと91万1,000円の12ヵ月分ということで1,093万2,000円を計上いたしまして、その部分を引いたもので4,344万7,000円を計上しております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） 議員年金制度の廃止についてはよく理解できましたし、おおむね理解しておることではございますが、交付税でまた国から何らか返ってくるということのようですが、これは正直に言いまして、何でも一緒に入れちゃったらどの部分が、金に色がついておらんもんでわからんと思うんですが、その辺は明確にしていただけるものでしょうか。また、交付団体と不交付団体とそういう差が出てくるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

それから、コミュニティーバスについてですが、毎年毎年担当者においては御努力をされて、利用価値も上がり、採算的にもいい結果が出ているんじゃないかというふうに思います。しか

しながら、これでよしというわけにはいかんだろうと思います。ますます利用促進について検討していただきたいと思いますが、今、利用促進に当たって何か向上策をお考えかどうかをお伺いいたします。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 交付税措置についてということで、地方財政計画に当然載せたからといって、大口町のように不交付団体の場合、保育費についても同じようなことが言えるわけですが、算定基礎には入ってきます。算定の中では明確になっておりますが、交付税がいかんせん財政力指数1以上で交付税をもらっていない大口町としましては、実際は持ち出しということになるかと思えます。以上です。

議長（酒井久和君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 丹羽議員からコミュニティーバスの促進活動についてお尋ねをいただきました。

私どもが運行を始めまして8年が経過をしております。第1ステージというんですか、皆さんに御利用をいただく、定着をさせるということについては、まず何とかクリアができたのかと思っております。ただ、議員御指摘のように、次のステップが大事かと思っております。そうした中で、私どももう既に広報等で御案内も差し上げておりますけれども、愛称を募集したり、住民参加の中、皆さんの中で事業そのものに携わっていただける機会を多く持っていきたいと考えております。そうしたものを先行して募集をさせていただいております。と申しますのは、これが平成24年にバス事業も10周年を迎えます。町制におきまして50周年という節目の年を迎えます。そういうものに向けまして、事前にマスコット等キャラクター募集もし、次のステージに向かって展開をしていきたいと。また、本年度の予算におきましては、環境整備の一環として老朽化が進んでおりますバス停等の張りかえ等も計画をさせていただいておりますので、そうしたところでより皆さんに事業にかかわっていただける取り組みを中心に展開をしていきたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。以上です。

議長（酒井久和君） ほかに。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 私も33ページの議員共済会の負担金について質問しますけれども、予算計上しない自治体がありますよね。要するに、今回のこの問題については、予算計上する自治体と予算計上しない自治体と二つに分かれたというのが一番のニュースになっているわけですが、今回、予算計上をしなかった自治体については、これは当然国が面倒を見るべきだということで予算計上しなかったということだと思ふし、予算計上したということは、これは

大口町が当然これは負担すべきだというふうに考えての予算計上であるというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

それから、この間、いろんな新聞記事でいろいろあるわけですがけれども、町長交際費、これは41ページにあるわけですがけれども、以前と比べると大変減ったわけでありましてけれども、何か小牧市では、町長交際費は廃止したというような記事も私は読みました。いろいろ渡さないかんものはそれぞれ消耗品だとか、いろいろな部署部署で予算計上をすればいいんじゃないかということだと思えますし、飲食を伴う総会等々についてはポケットマネーで払ってもいいんじゃないかというような解釈だそうですねけれども、まだ今のところ大口町では、そういうものをポケットマネーで払うことについては、それは寄附行為に当たるのではないかというような、以前そういう解釈があったというふうに私は記憶しているわけですがけれども、それは今も変わらないのでしょうか。これは、要するにいろいろ考え方の違いによって、それは寄附行為に当たるのか当たらんのかということになっていくと思うんですねけれども、一方ではそういうものについては当たらないと、もう一方ではそれは寄附行為になるんだということであるならば、それはやはり白黒をきちっとつけて、一定の答えを導き出していかなければならない問題ではないかなあということをおもいますけれども、そこら辺はいかがなんでしょうか。

あと69ページのところに、地方税の電子化協議会で42万8,000円というのがありますけれども、これは一体何なのか、また教えてほしいんですけど。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） それでは、議員年金制度に関して、今回、大口町の場合は当初予算に上げたという問題ですがけれども、これも先ほど申したように、廃止措置の法令がまだ通っておりません。ただし、国の方からの文書で、案としては当然市町の負担ということで法律案をつくっていると。それが、しかも7月分から枯渇するということで、もし法律が通った場合、当初予算で措置していなければ臨時議会を開いて予算措置をせざるを得ないということになります。ですから、大口町の場合はあらかじめ予算措置だけはさせていただいたと。当然法律が通ったのが前提になってきます。以上です。

議長（酒井久和君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 吉田正議員から交際費について御質問をいただきました。

まず、交際費につきましては、現町長が就任された後、昨年1月1日付で町長交際費の基準と、それから公表に関する規程の見直しを行いました。これによりまして、これまでの基準をさらに厳しい形で取り決めをさせていただいております。これに基づきまして、ホームページの方で交際費の公表も始めまして、規程をつくりましたのは22年1月1日なんですが、就任された11月からさかのぼって公表して現在に至っております。会費等の飲食を伴うものについ

てということではありますが、これも23年1月、2ヵ月前のときからさらに厳しくして、できるだけ飲食を伴う会についても飲食の御辞退をして、お伺いをしてもごあいさつをさせていただいて帰るということで、交際費の支出も行わないということにしておりますが、ただ、対外的なところで公に準ずるような団体で、町長としてお招きをいただいて、これは大口町を代表してということなんです、個人ではなくてというものにつきましては、どうしても懇親会があるんですという話を聞きますと、大体お幾らぐらいですかと聞いて、大体5,000円ぐらいが普通ですので、そういった形で今支出をさせていただいております。これにつきましても、今これがすべていいかといいますと、そうでもないのかなあという部分も多少ありますので、さらに運用しながら見直しをしていきたいと思えます。

先ほど小牧市さんの例のお話がありましたが、町として対外的に必要な部分については、各部署の消耗品等の費用で支出するのではなくて、やはり交際費として明確な形で支出をしていくべきではないかということで今のところ考えております。

議長（酒井久和君） 税務課長。

税務課長（馬場輝彦君） 69ページ、上の方になりますけれども、地方税電子化協議会42万8,000円について御質問をいただきました。そもそもはどういう協議会かということですが、地方税に係る電子化の推進、それとe L T A Xの開発及び安定的な運営を目指して、平成15年8月に任意団体として設立をされて、18年4月に社団法人ということで設立をされております。平成22年4月1日現在で、全部の地方公共団体が入会をしている会でございます。負担金につきましては、会費としては2万2,000円で、あとは運営関係が32万1,000円、もろもろが入ってこの金額になっております。具体的には、システムの開発・運用が主でございます。例えば都道府県税に係るシステム、それから市町村税に係るシステム、国税のデータの今連携を図っております。電算化によって少しでも省力化を図るということで今やっているという協議会でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） よく地方税の改正があるたびに電子計算機のシステム開発だといって、2,000万だとか3,000万だとかいって、物すごいお金が要りますよね、あれって。僕は思うんですけど、あれこそ共同開発すればもっと安く済むんじゃないかなといつも思うんですけど、この地方税の電子化協議会というのにも加入しておるのに、だけど、まだほかに地方税が改正されました、国保税が改正されました、そのたびに何千万、今回はたしか外国人の登録のあれで、外国人の登録事務というのは事業費としては15万か20万ぐらいの事業でしょう。それなのに1,000万以上のお金を費やしてシステム開発しなくちゃいけないという予算になっていますよ

ね、これ。何か本末転倒じゃないですか、これ。電子計算機化すればするほど、何か無駄遣いを行っているようなふうには私には見えないんですけども、そこら辺はどのように考えてみえますか。

議長（酒井久和君） 税務課長。

税務課長（馬場輝彦君） 私の答弁が少し言葉足らずだったのかもしれませんが。この地方税電子化協議会というのは、あくまでもインターネット上の電子化でございますので、今、議員が質問されたシステム改修での計算の方法のシステム改修とはちょっと別のものだというふうに御理解を賜りたいと思います。以上です。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） じゃあ関連するんですけども、さっきの話なんですけれども、総務部長が笑ってみえるで、あなたが答えなならんということぐらいはわかっておると思うけど、マスクを取られたで、これでゴングが鳴ったのと同じだね。

要するに、何でそういう法律が改正されるたびに電子計算機の開発費というのは物すごくお金がかかるのか、私は理解できないですよ。こんなものは、国なら国がこういうソフトをやるで、これでやりなさいよといってくれた方がよほど金がかからんんじゃないですか。韓国か何かみんなそうらしいですよ、今。だから、地方自治体でそれぞれがそういうものを開発して、それぞれがやっておるなんてということは、逆に言うと時代おくれじゃないかなというふうに思うんですよ、無駄だし。それが何でできないのかなあというふうに思うんですけど、そういう話し合いというのはやらないんですか。

一方で、さっきも補正予算で質問させてもらったけど、電子申請なんて平成22年度でたった1件しか電子申請をやらないのに、400万も500万も負担金を払わされておる協議会もあるんでしょう、現実の話として。私はそういうのも早いところ何とかしんといかんのじゃないかなというふうに私思うんですけども、あわせてもっと電子計算機の開発費というのか、本当の意味での共同事業化というのか、そういうのが本当にできないんですか、これ。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 御質問の趣旨は十分私どもも理解できるわけです。現実に制度改正のたびに多額のシステム改修費が要るわけですが、ただ今回、大口町も2年ほど前に新しいシステムに切りかえました。それがいわゆるパッケージ商品ということで、大もとで開発すればそれを入れかえるだけという形で、そんなに運転コストはかからないかなということで導入はしましたが、これだけの子ども手当とか外国人登録制度、システムの根幹を変えるような制度変更、税制の中で一部税率を変えたりとか、控除を変えたりぐらいならいいんですが、システ

ムの根幹に係る部分の改修となると、やはり多額の費用が要ということが、改めて今回、住基システムの変更によって感じたわけです。ただ、これは提案説明でもさせていただいたように、1からやるところ、例えば大口町が旧来のシステムを使っておった場合に、業者から1億請求されても不思議ではないようなシステム改修ということです。今回、2,000万か3,000万程度で済んでおりますけれども、今回の改修というのは根幹の部分で、その根幹の部分を変えるとやはり大変で、業者の方も責任を持ってやる以上、かなり慎重に対応してくれています。ですから、共同で開発するという意味では、役所の中で新しい協議会をつくって全体を統括するというのは、なかなか制度が微妙なところで減免制度にしる違いがありますので、難しいのかなど。そうした中で、今度図書館も導入しますけれども、システムとしては小さなシステムですが、言い方はいろいろあるんですが、クラウドとかASPとかと言われる、業者さんが電算センターみたいところにサーバーを置いて、そこでインターネットでやりとりするというような仕組みというのは今後どんどんできてくると思います。ですから、施設予約とか制度に変わりのないような部分については、そういったクラウドとかASPといったコスト削減を図るようなことを考えていきますけど、税とか、今の住基とか、高度な個人情報扱う場合に、ネット上に流すというのはやはり怖い部分がありますので、もうしばらくこの状態が続くかなと考えています。

議長（酒井久和君） ほかに。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 齊木一三議員。

10番（齊木一三君） 2点ほどちょっとお聞きしたいわけですが、39ページの設計・契約等適正化事業、13番の委託料の関係ですが、これは新しい項目だと思うんですが、発注者支援業務委託料、これはどのような業務をされるのか、ちょっとお尋ねをしたいという点と、それから49ページの15番工事請負費、庁舎ということで新しく二つほど上がっておりますが、これに関連しまして、庁舎の地下、空調機がかなりうなっておるようですが、空調機のそういった体力とか、そういうあれは入れかえとかはできませんので、どのような今状況になっているか、ちょっとお尋ねします。

議長（酒井久和君） 行政課長。

行政課長（江口利光君） 39ページの発注者支援業務委託料について御質問をいただきました。

この委託料につきましては、総合評価落札方式を実施するために、県の総合評価審査委員会へ評価の基準、あるいは評価項目を審査していただくための委託料でございます。今年度につきましては、この委託料につきましては、下水道特別会計の中に既に計上されているものでありまして、23年度につきましては、同額をここへ組み替えをしたというものであります。

それから、庁舎の地下の関係でございますが、空調の関係につきましては、随時状況を見ながら機器等の整備、あるいは入れかえ等を行ってきております。今後も大変重要な部分でございますので、手を加えながら、少しでも長く使用できるように対応してまいりたいと考えておりますので、お願いをいたします。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 齊木一三議員。

10番(齊木一三君) 発注者の支援業務委託ということで、県の方で総合評価をやっていただくというような今お話ですが、これは、県の方でどうしてもそうやって総合評価を受けないといかんというようなことが義務づけられておるんですか、その点だけお尋ねします。

議長(酒井久和君) 行政課長。

行政課長(江口利光君) 審査の基準、あるいは審査項目につきましては、県の審査委員会の方へ諮るということになっておりますので、計上をさせていただくものでございます。

議長(酒井久和君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(酒井久和君) 以上で、款1.議会費、款2.総務費の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、15時10分まで休憩といたします。

(午後 2時58分)

議長(酒井久和君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 3時10分)

議長(酒井久和君) 会議に入る前に、戸籍保険課長から発言を求められておりますので、許可いたします。

戸籍保険課長。

戸籍保険課長(掛布賢治君) 午前中の議案第13号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算の質疑の中で、田中議員さんから質問のありました短期被保険者証、それから資格証明書の対象となっている被保険者のうちの20代、30代の人数がどれくらいあるかということで御質問をいただいております。これについての御回答をさせていただきます。

まず、短期被保険者証の対象者は、全体で2月28日現在の数字ですけれども、209人になります。そのうちの年代10歳刻みごとで御報告させていただきますけれども、10歳未満の方が26人、10代が33人、20代が20人、30代が20人、40代が33人、50代が32人、60代が41人、70代が4人でございます。

それから、資格証明書の対象者でございますけれども、合計22人ではありますが、そのうち10代が1人、20代が3人、30代が3人、40代が4人、50代が5人、60代が6人、以上であります。議長（酒井久和君） 続いて、款3.民生費から款5.労働費まで、予算に関する説明書の84ページから135ページまでです。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 丹羽勉議員。

7番（丹羽 勉君） 89ページ、負担金補助及び交付金の補助金、大口町コミュニティー・ワークセンターの補助金ですが、20年から毎年大幅に削減されてまいりましたが、23年度は逆に大幅にアップということですが、この辺のところの御説明をお願いいたします。

それから、その下にあります介護基盤整備事業4,375万、これの整備内容についてお伺いいたします。

それから109ページ、保育園運営事業で、まず臨時保育士が21年は45名、22年が40名、23年45名ということですが、臨時保育士から成績優秀な人について正規保育士への移行と申しますか、登用される門戸は開かれておるかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、調理員がここでは6人で、その上に調理員報酬、月16万2,000円、これは嘱託になるんですかね。このように区分けされたのはどうしてかということをお伺いいたします。

次に127ページ、環境保全対策事業の廃棄物減量等推進協議会委員報酬とありますが、この協議会の構成についてお伺いいたします。

それから131ページ、中ほどよりちょっと下の委託料の21番で、有機資源（剪定枝）再生委託料というのがありますが、22年1,059万1,000円で、剪定枝破砕機を導入されたと思いますが、その効果についてお伺いいたします。以上です。

議長（酒井久和君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 丹羽議員さんより、1点目のコミュニティー・ワークセンターについて御質問をいただきました。

平成22年度の当初予算は1,350万8,000円で計上させていただいておりましたが、町の方より職員が事務局長として派遣されたことに伴いまして、人件費分で814万2,000円を6月補正で計上させていただきまして、2,165万円とさせていただいたところでございます。平成23年度におきましては、事業仕分け等で国の補助金が300万ほど減額されたことに伴いまして、コミュニティー・ワークセンターの自社努力による徹底した経費削減等により、当初予算ベースでいきますと、900万円ほどの増額でございますが、実質的には93万円の増額で2,258万円を計上させていただきました。

続きまして、2点目の介護基盤整備事業につきましてもの御質問でございます。その内容につきましては、地域密着型介護サービス事業を実施するに当たりまして、地域密着型介護施設を建設するものでございます。そちらの補助金でございますが、内容につきましては、同一敷地内におきまして同一法人による運営において一貫性がある総合的なサービスを提供する体制の整備を計画いたします。小規模多機能居宅介護サービスの考え方でもございます、生活できて、泊まれて、通えて、訪問してくれるというサービスを一貫して提供する方法は非常にすぐれていると考えているところでございます。個々の介護サービスを総合的に一体的に整備することによりまして、小規模多機能のすぐれている点を持ちながら、小規模多機能の劣っている点を改善しながら、大口町の住民の皆さんにとって使い勝手のいいサービスとなることを求め、整備を行ってまいります。具体的には、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービス、それから介護予防拠点という3点を大きくとらえて実施をしてみたいということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（酒井久和君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（天野 浩君） 保育園の臨時保育士の件でございますが、議員さんの方から優秀な臨時保育士さんにつきましては正規雇用への道があるのかというお話ですが、現在の制度におきましては、臨時保育士さんで優秀な保育士さんを正規への雇用につながるという制度はございません。ただし、担任を持っていただく場合には、まず単価面での差、あるいは正規職員の産休・育休の代替の職員の方につきましては、本来、臨時職員の契約というのは6ヵ月単位なんです、1年契約というような形で待遇面で優遇をさせていただいておるといった状況であります。

それから、23年度より新たに調理員の嘱託員という形で、3名ほど配置をさせていただきます。この理由につきましては、保育園における食の安全の確保、あるいは食育の推進というのが最近重要な課題になっております。平成22年度の保育園における調理員の職員体制は、正規職員1名、それ以外が臨時職員10名という体制で行っております。したがって、正規職員がいる以外の3園については、臨時職員のみ体制になっております。このような状況の改善につきましては、かつては議会の方で御指摘をいただいた経過もございまして、そこで、正規職員を配置する以外の3園につきまして、調理師資格を持った嘱託員を配置することによって体制の強化を図っていくというものでございます。以上です。

議長（酒井久和君） 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長（杉本勝広君） 2点ほど質問をいただきました。

127ページ、廃棄物減量等推進協議会委員でございますが、ここのメンバーにつきましては、町内の各種環境団体、それから愛知県の職員、廃棄物担当職員でございます。それから江南丹

羽環境管理組合の職員、町内にあります環境企業の社員の方に入っていただきまして、年2回ほど協議を進めております。

それから131ページでございますが、有機資源の剪定枝でございます、再生委託料の効果でございますが、これにつきましては、昨年チップにする機械を購入させていただきまして、週3回あの施設を御利用いただけるようにしてございます。そのうちの、平日の主に火曜日と金曜日なんです、ワークセンターの社員さんにチップ化していただいております。そのチップ化したものが、現在個人で取りに来てみえる方もお見えになりまして、御利用いただいている方もお見えになりますし、そのチップ化したものを業者に買い取っていただいておりますという状況で、昨年まだ入れたばかりですので、まだ数量的にはつかみ切れておりませんが、22年度が終わりましたら、場所を見て報告するような機会をいただければ幸いです。以上です。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) 介護基盤整備事業については、この補助というのはどのようになっておるのでしょうか。先ほど三つの整備内容を御答弁いただきましたが、この補助については全額補助なのか、それとも半分なのか、その辺のところをちょっとわかれば教えてください。

それから、廃棄物減量等推進協議会というのは何名で構成されておるんですか。そのところをちょっとお伺いします。

議長(酒井久和君) 健康生きがい課長。

健康生きがい課長(宇野直樹君) 補正率につきましては100%でございます。

それから、先ほど三つの大きな拠点を御説明させていただきましたが、もう少し詳しく説明をさせていただきますと、認知症対応型通所介護といいまして、これはデイサービスでございます。それから、認知症対応型共同生活介護ということで、これは入所していただくということになります。それから、特定高齢者の介護予防教室です。小規模通所介護、こちらもデイサービス、それから短期入所生活介護、これはショートステイになってまいりますので、よろしく願いいたします。

議長(酒井久和君) 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長(杉本勝広君) 廃棄物減量等推進協議会の委員の定数ですが、たしか15名だったかと思っております。現在、2名ほど欠員が出ておりますので、13名で運営しております。以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) 今の協議会の構成ですけど、15名で、欠員が2名で13名ということですよ。

が、ここの委員報酬というのは8人で計上してあります。また、21年、22年のときは11人計上されておりましたが、この辺はどういうことなのでしょう、お伺いします。

議長（酒井久和君） 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長（杉本勝広君） 現定数で申します。今の現委員の数でございますが、先ほど13と申し上げましたけれども、11人でございます。11人のうち3名が公務員ですので、8名分の報償費を組ませていただいております。よろしくお願いたします。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 89ページ、丹羽議員の方からも質問があって、説明もありましたけれども、小規模多機能施設をつくるということでもあります。今、説明があったように、ショートステイなどもやっておるわけですが、犬山の「あんきの家」という有名な施設がありまして、映画の舞台にもなったんですが、犬山の今井にあります。大町の方もここでお世話になっている方もまだ1人いるかと思いますが、本当に地域密着型なんですね。運営者が地域をよく知り、地域となじみ、地域の高齢者をバックアップするという非常に極めて水準の高い意識を持っている方が運営をしていただくと、すばらしい運営になっていますし、これをつくるに当たっては、もちろん自治体のバックアップも強烈なものが必要ですし、地域住民にも開かれた施設にして、地域住民もこれをバックアップするというような共同作業があって初めてすばらしい施設に発展していくわけです。ただ、その上で、聞いてみますと、いろんな補助金、多機能ですから、いろんなことをやるわけですが、それを会計監査などがあるものですから、しょっちゅう報告を求められて、その明細を報告する事務作業等が膨大な量で、何でこんなに何回もやらないかんと、そういうことに忙殺されて、本来の業務が大変だというような声も聞いています。そういう面では、どういう社会福祉法人を選定していくのかということの基準が一定のものが必要だろうというふうに思いますけれども、この施設運営をやっていただく方についてはどういう選定をしていかれるのか。また、バックアップについてはいかように考えておられるか。ぜひ誘致をしていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、91ページの精神障害者相談支援事業委託料、下段から2番目にありますけれども、128万4,000円とか、あるいは精神保健福祉士の報酬ということで、職員でない方を何か契約をして、そういうことに力を入れていただけるようでありますけれども、そこら辺との兼ね合いで、精神障害を持っている皆さんに対する新しい施策について、どのように新年度は展開をされていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

101ページの子育て支援員の養成研修会の講師料、あるいはドアノッキング、こんなふうなことで子育て支援も進めていくんだということでありますけれども、どういう内容なのか、御説明がいただきたいと思います。

それから、107ページから109ページにかけての保育士さんの配置の問題です。前から言っておりますけれども、正職の保育士さんが40人、臨時保育士さんが45人ということで、正規と非正規の割合が逆転をして固定化してきているんですね。新年度は産休ということで、正規の保育士さんが育児休業等をとるといような状況も含めて、こういう非正規の保育士さんの方が多いといような状況の中で、子供たちをきちんと見守り、保育をしていくことに何の支障もないのかどうなのか大変心配であります。状況等も含めて御説明がいただければというふうに思います。

123ページで、がん検診委託料がずうっとあります。がん検診は、以前は無料でしたけれども、これが有料化になった途端に検診率が低くなったというふうに思うんですけれども、このがん検診を有料化して町の収入になっている部分がどこかに出ていまして、大した額じゃないなというふうに思ったんですけれども、費用対効果でいうと、どのようにとらえておられますか。がん検診を受ける方が少なくなって、がんの死亡率が高まったとかといようなことはないんでしょうか。

129ページ、塵芥処理費の中の2市2町のごみ焼却処理164万4,000円とあります。いよいよ2市2町の一部事務組合を立ち上げていかなければならないといような準備だと思えますけれども、新処理施設建設候補地の選定の見通しが全然つかないような状況の中で、2市2町の一部事務組合を事務的につくっていても、事の本質は解決しないわけでありまして。江南市長だけでなく、江南市議会からも犬山を候補地にしたことについての白紙撤回を求めるといような意見が寄せられているという、これは重大事態だと思うんですね。明らかに江南市と残された1市2町の意見が対立をしていると。表面化していると。市民にも知らされているという状況の中で、融和を図りながら新しい視点で一致点を見つけ出さなければ、これは解決をしていかないと。犬山だ、犬山じゃだめだといような引っ張り合いをいつまでやるつもりなのか。妥協点を見出すのが広域行政の最も肝心なところでありますし、その点では首長のリーダーシップが問われるところでありますけれども、いかがでしょうか。

131ページの外坪地区の生ごみ堆肥化施設等工事費などについてお伺いをいたします。

今現在、河北でやっておりますが、今度この外坪地区の生ごみ堆肥化施設等工事費といのはどういう形でやられるのか、御説明がいただきたいというふうに思います。いわゆる市街化調整区域の農村部を抱えた地域では、こういうことは可能なのかもわかりません。ですから、こういうところで進めようと思えば進むわけでありましてけれども、しかし、田んぼや畑を抱え

ているところですから、もともと農業を営んでいた兼業農家の方は、畑や田んぼに穴を掘って持っていけばそれでošimaiなのを、わざわざこういうふうを集めて堆肥化事業というのも不効率な話だなあというふうにも思わないわけではありませんが、市街化区域や住宅密集地でほとんど不可能なこういう方向をさらにとっていくべきなのかどうなのか、その根本のところを問い直さないといけないんじゃないかなあというふうに危惧をするところでもありますけれども、いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 田中議員さんから地域密着型介護サービスとがん検診について御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、地域密着型介護サービスの件でございますけど、今月、町のホームページとか、それから町内の社会福祉法人、さらには既に私どもの方へ四、五件、この地域密着について御質問をいただいておりますので、その方々を含め、提案制をしかせていただくということで御案内をさせていただこうということで、今月事務を進めてまいります。

それから、町の考え方といたしましては、サービス利用者と家族の皆さん、それからお友達等、継続的で良好な関係が保てるような機会の創出や仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。

それから、地域の一員であるという自覚を持っていただきまして、地域との交流や地域貢献に努めていただけるように町としても支援をしてまいりたいと考えております。さらには、町や地域の介護サービス提供事業者や各種団体との良好な関係やネットワークづくりの構築にも努められるように指導してまいりたいと考えております。

さらには、これから計画をさせていただく施設におきましては、地域住民の代表の方とか、サービス利用の家族の方、そういうメンバーによる事業所運営協議会を設置してまいるように指導してまいります。それから、地域との良好な関係を構築するために、地域との組織に加入させていただいて、地域住民の皆さんとの積極的な交流を図ってまいりたいと。そういう面について、町からも指導、支援をしてまいりたいと考えております。

それから、がん検診につきましては、少しずつでございますけど、年々受診率が、有料化になってから少しずつでございますが、ふえている状況でございますが、今年度の補正予算でもがん検診を補正増で認めていただいておりますので、今努力をしている最中でございます。早期発見、早期治療を目標とさせていただきまして、いろんなところで住民の皆さんにがん検診の重要性と受診率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただくとともに、御支援を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（酒井久和君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（天野 浩君） まず、精神障害者の相談支援事業委託料の関係でございますが、この事業につきましては、かねてより犬山病院を運営しております医療法人の桜桂会が実施しております、地域活動支援センター「希楽里」というところに委託をしております。事業の内容につきましては、精神障害者の方が日常生活、あるいは社会生活を営むことができるように相談に応じたり、あるいは創作的活動や生産活動の機会を提供しておるという内容でございます。実は、この委託事業につきましては13自治体、この近隣の5市2町は当然のことながら、一宮、清須、あるいは岐阜県の可児、八百津、ここまでを含めた現在13自治体で共同委託をしております、この委託料の積算につきましては、利用者割で委託料を払うという形で、今回、平成22年度に比べまして20万ほど増額になっておりますが、これにつきましては、全体の利用者数、分母が減りまして、大口町の利用者自体はそんなに変わっておりませんので、その結果として、委託料が20万ほど増額になってきたという内容でございます。

それから、精神保健福祉士の嘱託員の関係でございますが、近年における障害者の方のニーズと申しますのは、多様化あるいは複雑化してきております。それに法制度も毎年のように目まぐるしく改正をしております。こんなようなニーズ、あるいは制度改正に迅速かつ的確に対応するために、専門的な知識、あるいは技術を持った職員を配置して、住民サービスの低下を防ぐという内容でございます。

それから、町としての精神障害者の方に対する支援ということですが、今年度も予算措置をさせておりますが、実はおとといもやったんですが、障害者のフォーラムというものを福祉こども課の方で実施しております。来年度につきましては、精神障害者の方を対象にした何かテーマをやっていくとともに、これも昨年度この地域に精神障害者の親の会の大口支部というものが立ち上がりました。このような方々と意見交換をしながら、それらの方が求めているニーズに対応できるような支援をしていく所存でございます。

次に、ドアノッキング事業でございますが、近年、子育てに悩みまして、家に引きこもりがちになってしまうお母様方がふえております。こういった子育て家庭に対して、簡単に言いますと、家庭訪問をすることによって、そういった親子が地域から孤立することを防ぐとともに、地域ぐるみで家庭を見守り、支援をしていくといったことを目的とした事業であります。現在、類似した事業で健康生きがい課の方で実施していただいております赤ちゃん訪問事業があります。これは4ヵ月までの家庭を訪問するということなんですが、その内容を踏襲しつつ、今のところ考えておりますのは、1歳ぐらいいまでに3回くらい訪問できるような形で、その内容をグレードアップさせて、支援内容をさらに増強をしていきたいというふうに考えております。このドアノッキング事業につきましては、今のところ平成24年度の本施行ということで、来年度は試行ということで、このドアノッキング事業の担い手となる、仮称としておりますけれど

も子育て支援員さん、そういった方をまず募って、研修をするとともに、意見交換をしながら、24年度の本施行に向けてこういった形でやるのが一番実効性があるかというのを、平成23年度に検証していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（酒井久和君） 保育長。

保育長（中野幸子君） 田中議員の保育士の配置について御質問をいただいたと思います。

来年度は一応30クラスが正規の職員で受け持つということで、先回、議会でも質問がありましたように、正規の職員が必ず1組に1人は配置すべきではないかという質問をいただいたので、そのように、ことしは役場におりました尾関も現場の方に戻しまして、一応南保育園が7クラス、中保育園が8クラス、西保育園が9クラス、北保育園が6クラスということで、正規職員を配置することができました。あとは最低基準に沿って、ゼロ歳児は3人に1名、1・2歳児は6人に1名という形で、複数担任で残りの臨時職員を配置しました。また、休憩対応も4園に2人ずつおりますので8人、それから、加配の保育士等も含めて全員で臨時職員が45名、正規職員が40名でというふうにやります。その中に育児休暇をとっておる職員が6人いますので、その6人の代替職員は1年契約で、経験も豊かな非常によく間に合う職員を配置しましたので、先ほど臨時職員ばかりで心配ではないかというお声をいただいたんですが、大口町統一の保育カリキュラムをつくったり、平等に研修に行けるように、臨時だから行かないではなく、職員全体が平等に町の研修、県の研修、いろんなところからの研修に平等に参加できるように、臨時職員も同じように参加させております。

それから、先ほど言いました統一のカリキュラムのほかに、保育士チェックリストという100項目ぐらいのチェックリストをつくりまして、自分でチェックをして保育の振り返りをしながら、その反省をもとにまた次に向かっていくという形で、臨時職員も正規職員も同じようにやっておりますので、差のないように努力をしていきますので、どうぞよろしく願います。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 私の方からは、田中議員の2市2町の第1小ブロックにつきましてお話しさせていただきます。

先般の全協でもお話しさせていただきましたように、江南市議会からの白紙撤回要望につきましては、第1小ブロックといたしまして、現在のままの現有地の候補地で進めていくというような意見をつけて、先週、江南市議会の方に報告させていただきました。今、ここでお話がありますように、白紙撤回という要望はあるわけでございますけれども、さりとて、そこで具体的に犬山の候補地をもし白紙撤回した場合、じゃあ次はどこの候補地にするというような具体的な案が示されるわけでもなく、そういった中では、今のところを安易に白紙撤回した場合、

次の候補地を選んだ場合、地元の意見、あるいは地域の議会の方から反対意見があったらまたそこで白紙撤回するののかというような、段階的な事務処理を踏まない中で、ただただ要望に基づきます白紙撤回というのはいかなるものかというようなことで、2月4日に行われました首長会の中でもそういった具体策が出されたならばどうだろうというような意見もありましたし、それで白紙撤回だけの話であれば、候補地は順次変わっていくという中で、この新ごみ処理施設をつくるに關しまして流浪の旅に出てしまうというようなことで、着地点を見失ってしまうようだという意見もありました。そんな中でございますので、今の犬山の候補地におきまして、犬山市の担当の者も含めまして、順次地元の方と説明会が開けるように進めている段階ではありますので、もう少し見ていただきたいと思いますし、一部事務組合につきましては、候補地云々というよりも、あくまでも2市2町がそういった新ごみ処理施設をつくっていくと構えた中で、事務処理をする組合をつくっていくというような建前になりますので、候補地も一つの要因ではございますけれども、組合をつくることは必須要件ではないということは事前で確認をされておるといふふうに認識しております。

ですから、この間、全協でお話しさせていただきましたように、あくまでもこれはめどといえますか、目標でございますけれども、6月、9月に各市町の方で規約等を議決いただければ、平成24年1月1日には組合を設立するというような段取りになるのではないかとというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（酒井久和君） 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長（杉本勝広君） 田中議員さんの質問に引き続きですが、外坪地区の生ごみ工事費に關係いたしまして回答させていただきます。

実は、外坪の生ごみの堆肥化施設関連の工事費につきましては、この50万、ほとんど配線工事、電気関係の費用だけを見させていただいております。と申しますのは、今ここで予定しておりますのが、7月から9月、いわゆる夏場の一番条件の悪いときに外坪地区で実施をさせていただく。その条件の悪いところを見ていただく、参加していただくという段取りを今しておりますので、3ヵ月分の生ごみ堆肥化の実験を外坪地区ですていくということでございます。これにつきましては、実は昨年8月から9月に河北のエコステーションを皆さんに見ていただいたわけですが、外坪区の役員さんにも9月9日に見ていただきまして、生ごみの堆肥化というよりも、ごみの減量で何かやれることがあるかというような投げかけをいただいた後、区長さんといろいろと打ち合わせをさせていただきまして、翌10月の外坪の区会へ出席させていただきました。そこでいろんな意見をいただきながら、一遍外坪地区でもアンケートを試してみよということを外坪区の方で考えていただきまして、外坪区の方でアンケートを実施していただきました。その結果に基づきまして、12月に防災訓練が外坪区であったわけですが

ども、このアンケート調査に基づいて可燃ごみを減量していくにはどうしたらいいんだという提案をさせていただきながら意見交換をした中に、生ごみの堆肥化はひょっとしておれらにもできるんじゃないかというような御意見をいただいたことによるスタートでございます。

議員さんの質問の中にありました外坪地区というのは、農地が結構多いわけですが、その地区から生ごみの堆肥化という意見が出たこと自体、私自身もちょっとあれっと思ったんですが、外坪地区の中でそういったことができるんじゃないかという提案をいただいて、今回取り組む事業でございます。

今後でございますけれども、広報の1月号に既に区長名でそのアンケートの結果と、それから12月12日にどういう話し合いをしてどういうふうにしていくんだということを紙にさせていただいて、協力依頼が区長さん名義で既に出ております。よって3月13日、今度の日曜日なんですけど、外坪は、巾、郷、松山という3地域に分かれておるわけですが、こちらへ区長さん、副区長さんとともに出席させていただきます。生ごみの堆肥化を含めているいろいろ提案をいただきました。この15節の工事請負費の上に外坪地区シュレッダーという項目があるんですけども、これも区民の方から、どうしてもごみの中にダイレクトメールだとかが入ってしまうと、それを引き出せば我々のごみが減るんじゃないかというような御意見をいただきました。効果のほどについては、私ども多少と言うと怒られるんですが、抜けるという自信はあるんですけども、そういった意見も出てくる。いわゆる区の皆さんから出てきたということで、4月からシュレッダーを置かせていただいて一度やってみる。そうすることによって意識が少しずつ変わっていくならというふうに思っておりますし、今後の生ごみの話につきましても、いろんな形で生ごみ堆肥化に向かっていくということではなくて、ごみの減量施策に対していろいろ住民の方に投げかけしながらいろんな意見を聞いて、今申し上げたシュレッダーの話にしたって、私どもが考えるにどうかなと思ったような意見が出てくるかと思うんですが、いろいろ協力しながら、意見を闘わせながら進めていければごみが減っていくんだらうなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 一つ質問し忘れましたが、127ページ委託料で、悪臭調査の委託料10万5,000円を組んでいただいております。豚舎の悪臭などについての苦情があることで、対応もお願いしているところでありましてけれども、そのことについての対応なのかどうなのか、内容について御説明がしていただきたいというふうに思います。

外坪生ごみ堆肥化の工事費についてお伺いしましたけれども、その下に備品購入費でエコス

テーションの脱臭装置に525万円かけるんだという予算もありますが、この内容についても御説明がいただきたいと思います。

それからもう一つは、保健衛生費の関係で、保健師さんの状況であります。大口町は昔、御承知のように町立の診療所がありまして、そこで赤ちゃんも昔は産めるというようなことで、それを廃止した当時、町民の皆さんの保健、健康を維持していくためにということで、30年ぐらい前から保健師さんについては正規の保健師さんを5人ぐらいは配置していると。周辺の自治体に比べると対人口当たりの保健師さんの配置率は非常に高い。そのために、保健師さんがどんどん地域に出ていくと。高齢者の生活状況、産前・産後のお母さんたちの状況等も含めてどんどん地域に出ていきながら、町民の健康保持のために御活躍をいただいていた歴史がありますけれども、最近、県などからの仕事の移譲、こういうことによりかなり忙殺をされていて、保健師さんたちがそういうことで地域に出ていくというような積極的な時間を費やす余裕がないようにも見受けられますけれども、今、正規の保健師さんが何人おられて、臨時採用の保健師さんがどのぐらいおられて、地域に出ていくというような保健師さんの活動については一体どのような状況まで保障がされているといたしますか、事業展開がされているのかと、その点だけお伺いしておきたいと思います。

議長（酒井久和君） 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長（杉本勝広君） 田中議員さんに御質問をいただきました悪臭調査の委託料10万5,000円に関しましては、今度大口町が取り組んでまいります臭気指数による悪臭規制、平成24年度中を目途に、西尾張のメンバーで今打ち合わせをしておるんですが、それに向けての勉強するための費用でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。豚舎に特定したわけではなく、我々職員も勉強していくための費用でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、131ページのエコステーションの脱臭装置でございますが、これにつきましては昨年8月から9月にかけて、デモで脱臭装置をつけさせていただき、いろんな団体の方、いろんな方に見ていただきました。述べ160の方に見ていただきまして、いろいろな御意見をいただいたわけですが、初めて来ていただいた方の感想としては、別にそうにおわんじじゃないのという意見がございましたし、前のおいを御存じの方については、かなりよくなったなという御意見もいただき、効果が実証できましたので、今回、改めて新規でつけさせていただくものでございます。

さらに、先ほどの臭気とも関連するんですが、この脱臭機を取りつける前の臭気指数と脱臭機を取りつけた後の臭気指数をはからせていただいております。この臭気指数につきましては、8月5日の13時05分にはかったものが臭気指数といたしまして27という数字が出ておりました。

この脱臭装置をつけましたら、9月6日の12時50分、同じような時間ですが、はからせていただいたときに14まで激減して効果があらわれておるといふことでございます。ちなみにこの14という数字につきましては、臭気指数でいう感覚公害基準と申しますか、そういったもので、この14という数字は、一般の人が気をつければわかる臭気という基準の中に入ってきておりまして、今現在、実はこの脱臭装置がとり外されておりました、御迷惑をかけておる部分もございまして、つければ効果が出るということでございますので、今回、つけさせていただくものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（酒井久和君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） まず保健師の数でございますが、正規保健師につきましては6名でございます。昨年12月に1人退職をしておりました、7名ございましたが、今現在は6名、その中で3名が産休・育休という最中でございます。この4月に2人復帰をするということになっておりました、臨時の保健師につきましては2名配置をしていただいておりますので、今のところ大口町の規模からいきますと、7名が理想ではないかということをおっしゃるんですが、一応その数字には達しておるといふ状況でございます。

さらに、保健師の役割等、特に地域へ出かけていくということでございますが、いろいろ地区の方から要請がございまして、健康教育という名目で地域へ出向いております。大屋敷、それからさつきヶ丘、中小口、豊田とか、そういったところに出向いて健康教育をさせていただいておると。さらには老人クラブからの依頼等もございまして、そこへも学共の方へ出向かせていただいております。さらに、各地区には健康推進員さんがお見えですので、こちらも各地区の学共で打ち合わせとか、会議に出させていただいております。

それから、これは老人クラブさんの主催等でございます高齢者教室、いわゆるさくら大学というのがございまして、そちらの方にも講師として保健師が出向いておるといふ状況でございます。以上です。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 三つだけ教えてください。

障害者福祉に関連するんですけれども、91ページぐらいになるのかなあと思うんですけれども、小学校、中学校、子供さんですけれども、例えば登下校、障害のあるお子さんなんですけれども、登下校の付き添いに、例えばヘルパーさんに付き添っていただくことというのは可能なんですか。

それから、例えば地域生活支援の施設、大口町でいえば授産施設等々があるわけなんですけれど

も、例えばここへの送り迎えに、ヘルパーさんに送り迎えをしてもらう、そういうことというのはできないんでしょうかね。そこら辺ちょっと聞いてほしいという要望もあって、私聞くんですけれども。

それからもう一つは、補正予算で聞けばよかったですけれども、労働費の中の失業対策費、新年度の予算にもあるんですけれども、実は私の知っている人で、去年、半年間の臨時雇用ということで雇用された方があるんですけれども、しかしその後、再就職先を探そうということで一生懸命今も探して見えるんですけれども、もう半年以上たつんですが、まだ再就職先が決まらない、そういう状況があるんです。新年度の予算を見ると、また緊急雇用対策なのか失業対策なのか、そういう対策事業が盛り込まれているわけなんですけれども、町としても、そうした人に手を差し伸べるべきじゃないかなあというふうに私は思うんですけれども、そこら辺はいかがお考えでしょうか。

議長（酒井久和君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（天野 浩君） まず移動支援ということで、移動支援につきましては、障害福祉サービスのうちの地域生活支援事業のメニューの一つになっております。地域生活支援事業につきましては、それぞれの市町の地域の特性、あるいはニーズによって、各市町の判断である程度柔軟に対応ができるメニューとなっております。現在の大口町の移動支援、実施要綱を作成して運用しておるわけなんですけど、今のところ要綱上は、この移動支援につきましては、外出支援というような定義づけをして実施をしております。したがって、現段階では、今議員がおっしゃるような小中学校への登下校への活用、あるいは授産施設等への通所の活用は実施されておられません。しかし、近年いろんなニーズがありまして、恒常的にそういったものにこの移動支援を使うということについてはいかがなものかなとは思いますが、ただ介護者の方の緊急な病気とか、それから緊急な用事、こういったものが突発的に起きたときでも一切だめだよというのは障害者施策としてはどうかなというふうには感じておりますので、そういった緊急的なものについては今後少し検討していきたいなというふうには考えておりますが、現段階ではそういったものに対応はされておられません。

議長（酒井久和君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 吉田正議員から緊急雇用創出事業につきまして御質問をいただきました。

まず、この制度の趣旨でございますけれども、離職を余儀なくされた非正規労働者、もしくは中高年者、そういう失業者に対してつなぎというか、一時的な雇用を提供していこうという趣旨でございますので、まずその1点、御理解がいただきたいということであります。22年度におきまして、臨時職員として20名、委託関係の中で13名の方を雇用させていただいたという

ことでございます。ただ、この前提で申しましたように、あくまでもつなぎでございますので、これが主の仕事となるのではないという中で、自分の中で休み等をとっていただく中で、ハローワーク等、今はハローワークに行っても、現場に行かなくてもパソコン等でもアクセスできますので、そういう中で、次の仕事の準備を進めていただきたいという形の中でこの事業は展開をしておりますので、御理解がいただきたいと思います。ただ私ども窓口としては、雇用のあっせんはできませんけれども、就職の相談窓口は随時開いておりますので、そういうところも御利用いただく中で対応していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 送り迎えにヘルパーさんの利用というのは恒常的にはいかんけれども、しかし、緊急的なものでは利用が可能だということなんですけれども、例えば養護学校へ通ってみえるようなお子さんがあるとしますよね。そうすると、例えば一宮東だとか、一宮養護だとかそういうところへ、例えば親が迎えに行けないからということで、かわりに迎えに行ってもらえるサービスをやっているところも実際にありますよね。僕は、一宮東養護を見学させてもらったときも、親じゃない人がかわりにそういうサービスを使って、一時的に施設が預かるような、例えば親が帰ってくるまでの間だとか、そういう中でそういうサービスを使ってみえる人もあるんですよ。これは、例えば大口町でもレスパイト事業というのがありますが、そのレスパイト事業もそこへ連れてこないことには使えないですよ、現実の話として。だけど、親は働いているわけですよ。働かざるを得ないような方ですと、いつもいつもうちにおれば、それはいいかもしれませんが、そうじゃないですよ。ですから、例えばレスパイト事業があるんだけど、そこへじゃあどうやって連れていくんだと。結局自分は働けないじゃないかということになっちゃうんですよ。いろいろなそういう悩みだとか、そういうお話を私は聞くんですよ、現実の話としてね。扶桑でも、どうもこういうサービスはやっていないみたいなんだけれども、ぜひ大口町でもやっていただきたいなというふうに思うんです。

障害者のことでもう一ついえば、例えば県の制度であったんだけど、高校へ進学する障害児の方に対する支援があるでしょう。月に1万円、入学支度金で1万7,500円という制度があったんだけど、この4月から県の方は切っちゃったじゃないですか。インターネットで町のいろんな制度が載っておる本があるでしょう。あれにもちゃんとそれが載っているんですよ。載っているけれども、しかし、この4月からは県の方がなくなっちゃったものだから、町の方はどうされるのかしらんけれども、そういう制度をそのまま残すのか、町独自でやられる

のか、どういうふうなのかそれはわからんけれども、どんどんどんどん障害者の部分というのは切れられていく方向なんです。これは少数だからこそですよ、これは。こういうことに自治体がちゃんと光を当てないかんと思うんですよ。少ないからいいということじゃないんですよ。そういう人たちの声を聞いて、一つ一つそういう人たちの悩みを一緒に解決していくという方向でいかないといかんと思うんですよ。健常者の御家庭はいいですよ。パートでも何でも働きに行けますけれども、しかし障害のあるお子さんだとか、お子さんということもないね、もう大人になっちゃっているような人もあるわけですので、そういう御家庭はじゃあ働きに行けるのかと、まともに。やっぱりそういうことも考えてほしいと思うんですよ、町としても。そうすると、こういう送り迎えの事業というのはどうしても必要になってくるんですよ。それをやらしてもらわないと、まともに働きに行けないですよ。ぜひそこを理解してほしいんです。緊急の用事があればじゃないんですよ、これは。これだけ不況になってきて、さっきも話したでしょう。年収がどんどん減っていくんですよ。外へ出て働かないと生活ができなくなっているんですよ、御家庭の主婦も。だから、延長保育をやっておる利用者もどんどんふえていくわけでしょう、保育園の方でも。40%近い人がもう既に延長保育を利用しているんですよ。これ障害のある人のところだけは裕福かという、そんなわけはないんですよ。だから、こういうところにきちっと光を当てるということが私は必要だと思うんです。ぜひ行っていただきたいと思います、これは。利用者があるから、ないからじゃないんですよ、これは。まずそういう条件をちゃんと整備すれば、必ず利用者は出てくるんですよ。最初からありませんと言われたら働きに行けないじゃないですか。職安にだって行けないじゃないですか。あんた子どもさんをどうするのという話になっちゃうんですよ。そこでもう職安の方で、あんたは働けんねという話になっちゃうんです。大体子供をおんで職安へ行くと、あんた子供さんをどうするのという話が必ず出るんですから、これ一緒なんですよ。だから、まずそういう条件整備をきちっと行っていただくこと、これが本当に大切なんですよ。私はそう思うんです。ぜひそういったことも考えていただきたい。ことしじゅうにそういう制度ができれば私はいいなあというふうに思っています。

それから、今の緊急雇用創出の関係ですけれども、33人の人を雇ったということですよ、去年はね。それはそれで大変私はいいいことだと思うんですけれども、しかし、例えば職安に行くと、タッチパネルのパソコンがあるでしょう。あれ時間制限があるんですよ、知っていますか。皆さん、見に行ったことありますか。ちょっとパソコンになれておらんような人だったら、あっという間に時間が来ちゃって、はい、次の人って。そういうふうなんですよ。だから、パソコンに精通していない人は仕事を探すのも本当に容易じゃないんですよ。きのうでも、例えば新聞の折り込みに、求人のやつも入っておったもんで、そういうのを見ておっても

そうなんですけど、もう40歳過ぎたらなかなかないですわ、本当の話が。そういう中で、例えばパソコンにも精通しておらんような人に、職安に行って、タッチパネルやで簡単やでやってりゃあとと言ったところで、探せずに帰ってこんならんといい事例なんていうのは幾らでもあるんですよ、今は。一遍本当に職安に見に行っておきたいですよ、どういう状況なのか。ですから、今現在、本当に次の就職先を探すのに困ってみえる、そういう人がおられるわけですが、つなぎということだったわけですが、半年つないでいただいて、それはそれでその人も感謝してみえたんですけども、この間もお見えになって、本当に助かりましたと。あと失業保険や何かも多少はもらうことができたんですけども、しかし、その蓄えももう既になくなってきているという状況なんですよ。だから、例えばつなぎで働いたんですけども、その次がなかなか就職できないという状況が続いた場合、再びそういうまたつなぎの町の方の緊急雇用の応募ができるような形もぜひ考えていただきたいんですよ。1回こっきりで、あなたはもうだめだよということじゃなくて、ちょっとそこも考えていただかないといかんのじゃないかなというふうに思うんです。その方は収入もないのに、当然、国民健康保険ですわね。国民健康保険税も滞納しないように一生懸命払っているんですよ、本当に。そういう方が現実に町内におられるわけですので、ぜひこういう方にも温かい手を差し伸べてほしい、私はそう思うんですけど、もう一度御答弁ください。

議長（酒井久和君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（天野 浩君） 養護学校への送り迎え、あるいはレスパイト事業への送迎にヘルパーをとということでございます。この件につきましては、一度当事者の方々などの御意見とか状況、ニーズ、そういったものを一度把握させていただいて、また検討していきたいなというふうに考えております。

それから、議員がおっしゃられました、県の方が平成23年度から障害を持った高校生の奨学金の廃止、これは既にこちらの方にも情報が入ってきておりますので、当事者の方には速やかに連絡をさせていただいて、報告はさせていただいております。これについて町の方でということは、一応現段階では、今のところは考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

議長（酒井久和君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 吉田議員から運用について御指摘をいただきました。確かに私どもの御回答の中でパソコンという言葉を出したわけですが、やはりそういう部分のものはあるということは認識をしております。ただ、私ども窓口も、紙媒体で求人案内等が来ておりますので、先ほど申しましたように、相談窓口の中で御利用いただければと思っております。また、制度の運用の中で、私ども23年度も新しいカリキュラムを組んで募集をしていくわ

けてございますけれども、一つ御理解がいただきたいのは、確かに同一年度の中で継続で6ヵ月を超えてはできないよというような取り決め等がある場合がありますけれども、新年度になってプログラムが新たになれば、それはそれでエントリーがいただけますものですから、そういう中の活用は可能なかと。ですから、制度の中で一つの6ヵ月という足かせがあるものですから、それと何回もくどい言い方ですけど、あくまでもこれは主の勤めでなくて、次の職を探していただくためのその間のつなぎだということで御理解がいただきたいと思います。

また、それと私ども町単独の部分の中での限界というものがあるかと思っております。やはりこれは、県なり国なりセーフティーという意味の中で、やはりそういう制度の構築というのをしていていただきたいというのが担当としての願いでもあります。以上です。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） 以上で、款3.民生費から款5.労働費までの質疑を終了いたします。

#### 散会の宣告

議長（酒井久和君） 質疑の途中ですが、本日の日程はこれをもって終了いたします。

引き続き、9日水曜日午前9時30分から本会議を再開し、質疑を行います。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでございました。

（午後 4時20分）

